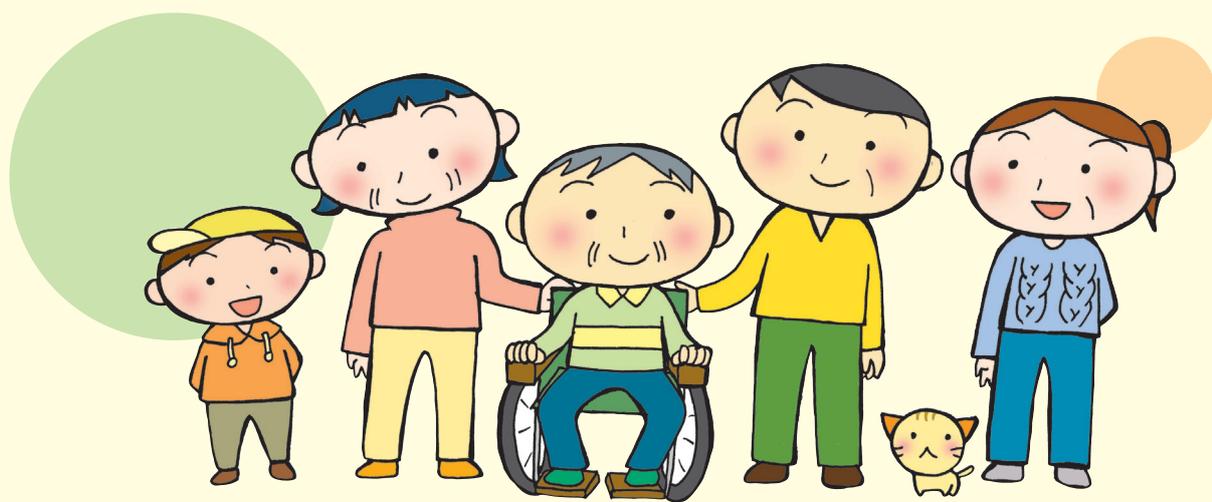
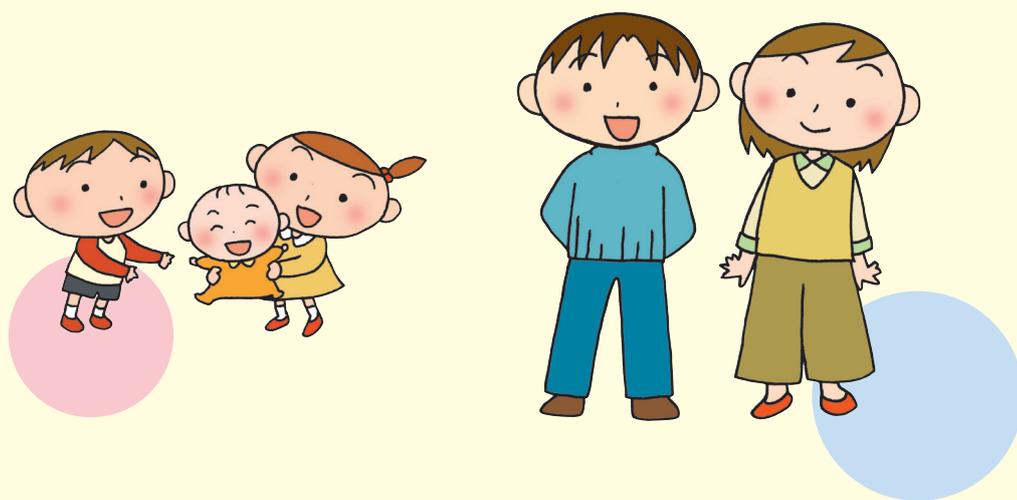


筑西市第3次地域福祉計画



人と地域がつながり支え合う

笑顔と安心のあるまち 筑西



平成29年3月

筑西市

はじめに



今日、多くの地方自治体においては、急速な少子高齢化の進行や人口減少時代の到来に伴い、高齢者や障害者、子育て家庭などを取り巻く社会環境が大きく変化してきております。とりわけ、人間関係や地域のつながりの希薄化が大きな社会問題となっております。しかしながら、地域のつながりが果たす役割は非常に大きく、それらの問題に関する取り組みへの期待も高まっております。

本市においても、この傾向は顕著となっている中、市民が安心して子育てをし、高齢者や障害者が不自由なく生活できる環境整備が求められております。そのためには、福祉施策の見直しと拡充の推進、そして地域のつながりの再構築に大きな期待が寄せられております。

誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるためには、家族や隣人など身近な人々による支え合い・助け合いが重要な役割を担います。この地域福祉計画は、自分たちの住んでいる「地域」に着目し、ともに支え合い、助け合う意識を醸成することをねらいとし、市民が主体的・積極的に参画できるしくみを創ることを目指しています。

計画策定にあたっては、市民の皆様の幅広い意見の集約を図るため、地区懇談会（ワークショップ）を設置し、地域に住んでいる市民の皆様から、地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデアなどをお聞きし、その改善策についても十分協議を重ねていただき、貴重なご提案をいただきました。さらに、アンケート調査の実施や、地域福祉計画策定委員会の開催、パブリックコメントの実施などを行い、より多くの市民の皆様のご意見や考えを取り入れ、このたびの『筑西市第3次地域福祉計画』を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西」をスローガンに、市民の皆様との協働により、「住んでみたい、住んで良かったと思える筑西市」の実現を目指して、一層努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの方々に、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

筑西市長 須藤 茂

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉とは.....	1
第2節 本計画の位置付け.....	2
第3節 本計画の期間.....	4
第4節 策定体制.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	6
第1節 人口の状況.....	6
第2節 支援を必要とする人の状況.....	9
第3節 10年間の評価.....	12
第3章 計画の目指す方向.....	22
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策の体系.....	24
第4章 施策の展開.....	25
第1節 福祉意識を醸成する仕組みづくり.....	26
第2節 地域活動を促進する体制づくり.....	31
第3節 安心して暮らせる環境づくり.....	37
第5章 地区別の取り組みの方向性.....	45
第6章 計画の推進に向けて.....	56
第1節 協働による計画の推進体制.....	56
第2節 計画の進行管理体制.....	57
資料編.....	59
1. 策定委員会設置規則及び委員名簿.....	59
2. 策定経過.....	63
3. 地区懇談会名簿.....	64
4. 地区懇談会意見.....	65

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者や障害者や児童といった対象ごとの「福祉」ではなく、市民が自分たちの住んでいる「地域」に着目し、共に支え合い、助け合い、誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みをつくるという考え方です。

対象者ごとの「福祉」としては、各分野の行政サービスのイメージが強いですが、公平性や均一性を担保しなければならない行政サービスでは、柔軟な対応が難しい部分が少なくありません。

そのため、行政サービスが行き届きにくい、日常生活の中の細かな支援を、「地域」に住む市民が共に支え合い、助け合って行うことで、暮らしやすい地域づくりを進めようというのが「地域福祉」の考え方となります。

筑西市では、この「地域福祉」を進めていくために、平成19年度を開始年度とする「筑西市地域福祉計画」を策定し、5年ごとに見直しを行ってきました。

この度、平成24年度からの「筑西市第2次地域福祉計画」が終了となることから、10年間の評価を行い、新たに「筑西市第3次地域福祉計画（以下、本計画とする。）」を策定しました。

■主な流れ

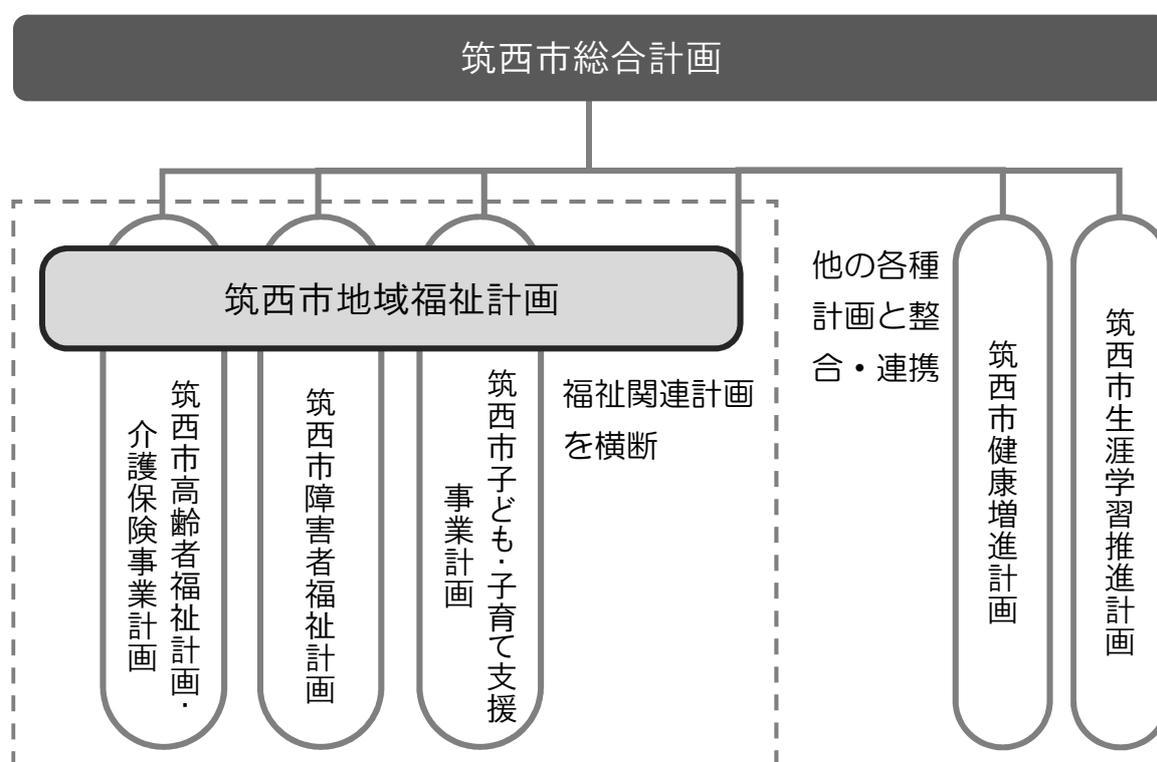
	国	筑西市
平成12年	社会福祉基礎構造改革の中で、改正した社会福祉法に、地域福祉計画の策定が明記	
平成19年	厚生労働省通知「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」において、災害時の要援護者支援について盛り込むことが通知 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告の中で地域の中での「新たな支え合い（共助）」の領域の拡大が重要であると提起	筑西市地域福祉計画策定
平成24年	厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」において孤立防止の支援について盛り込むことが通知	筑西市第2次地域福祉計画策定
平成26年	厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」において生活困窮者に対する支援について盛り込むことが通知	
平成27年	「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」の中で様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築に向けた方向性を提起	

第2節 本計画の位置付け

1 本計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

また、「筑西市総合計画」の部門計画として策定し、「筑西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「筑西市障害者福祉計画」、「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の福祉分野の計画を横断する計画と位置付けるとともに、「筑西市健康増進計画」や「筑西市生涯学習推進計画」など、他の各種計画等との整合・連携を図ります。



社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

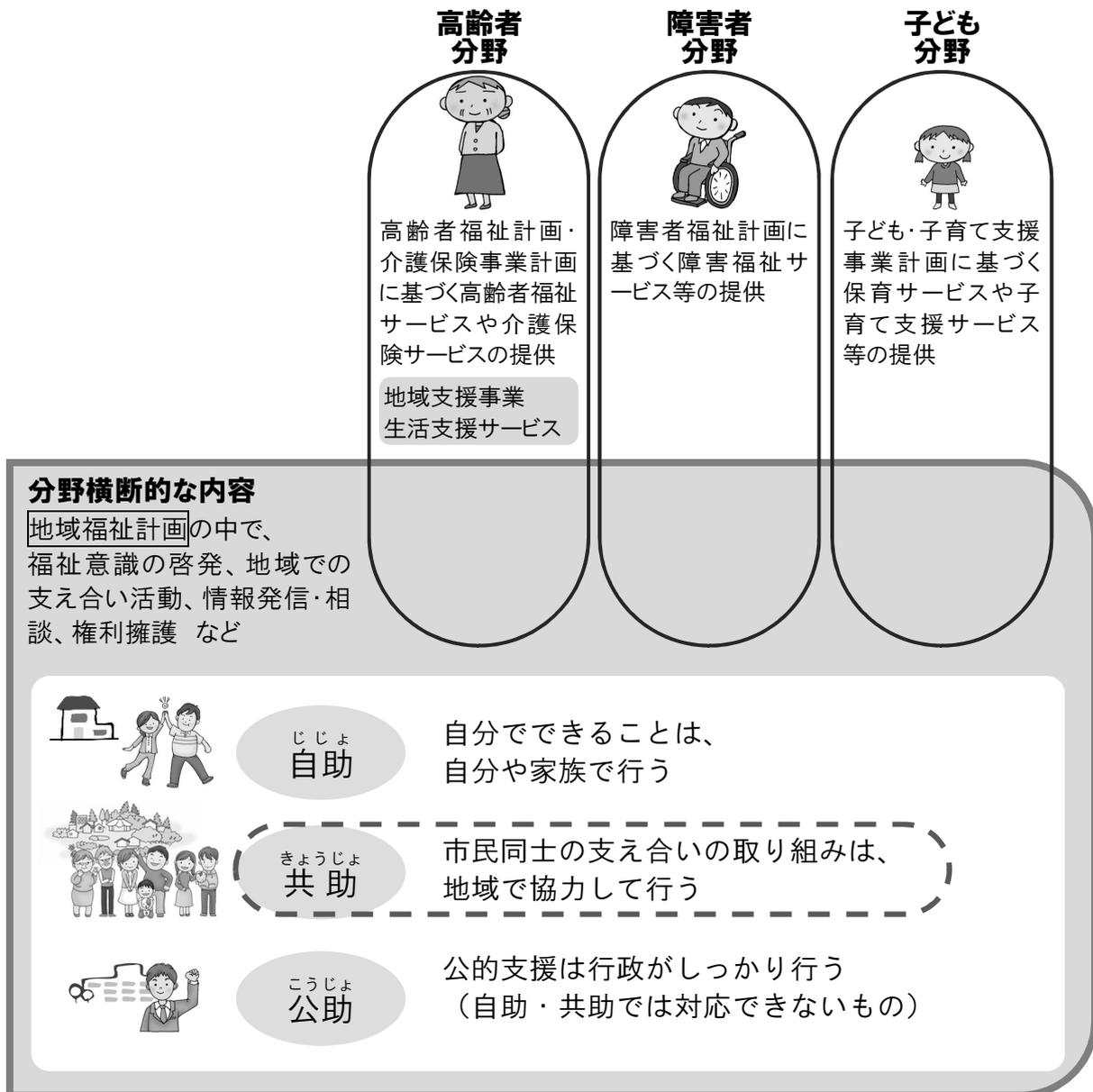
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 本計画の役割

各種計画において様々な施策を展開していますが、市民が生活する基盤である「地域」は一つであるため、本計画では「地域」の視点を主とし、分野横断的な領域について扱っていきます。

特に、「筑西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「筑西市障害者福祉計画」、「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の個別の対象に向けた施策は、分野別計画で実施し、本計画では分野別計画の隙間をうめること、地域に関する取り組みを集約することに重点を置きます。

なお、地域に関する取り組みを進めていく上では、地域で協力して行う「共助」の考え方が重要となります。



第3節 本計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

なお、この期間中においても、社会経済情勢の変化等により必要が生じた場合は、適宜部分的変更、見直し、付加等を行うこととします。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
筑西市第2次地域福祉計画									
				見直し	筑西市第3次地域福祉計画				
									見直し

第4節 策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査や地区懇談会を実施し、地域の資源や課題を洗い出し、解決方策の検討を行っていただき、計画案づくりに生かしました。

また、計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等からなる「地域福祉計画策定委員会」を、行政の庁内体制として、市における社会福祉の各種施策を総合的・有機的に推進するため、関係各課の職員で構成する「庁内ワーキングチーム会議」を設置しました。

●アンケート調査

2,000 件配布(回収数 864 件、回収率 43.2%)

7月1日～7月15日

郵送配布・郵送回収

●地区懇談会(ワークショップ)

45 名参加

8～11 月

計4回実施

●会議

①地域福祉計画策定委員会

学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する、計画案の審議・検討機関

②庁内ワーキングチーム会議

行政の庁内体制として関係各課の職員で構成する、市における社会福祉の各種施策を総合的・有機的に推進する機関

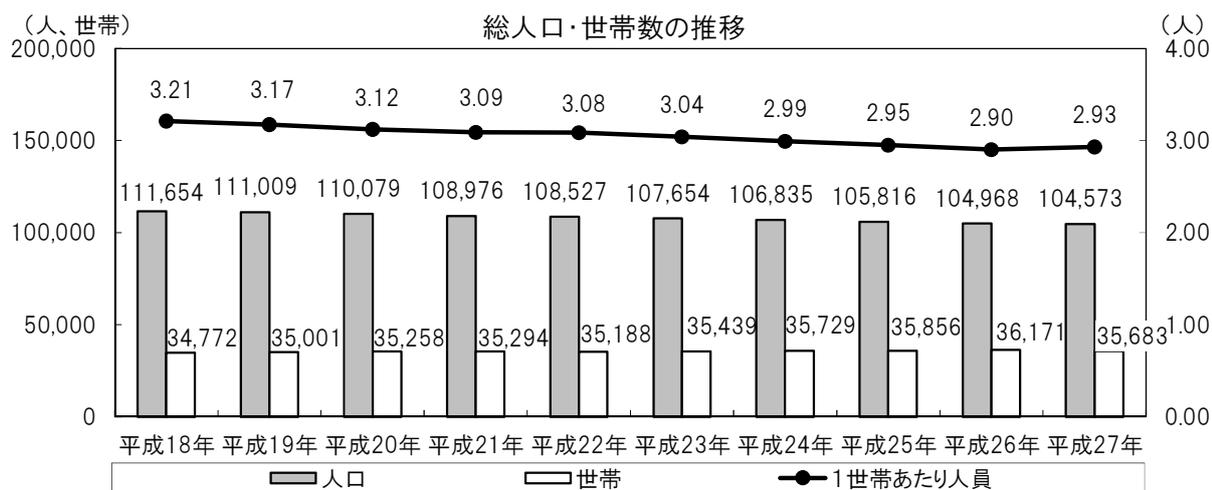
●パブリックコメント

12月26日～1月25日

第2章 地域福祉を取り巻く現状

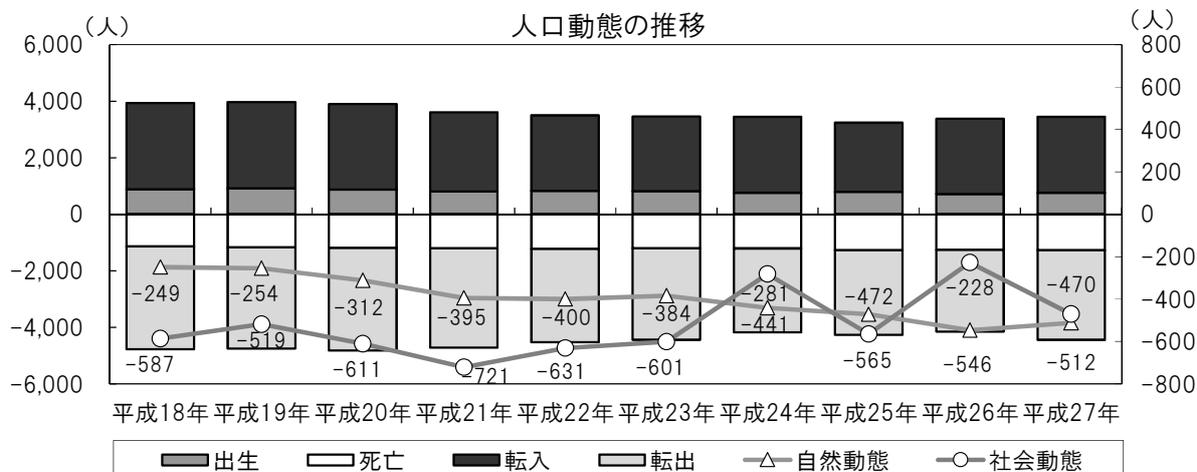
第1節 人口の状況

総人口は、平成18年の111,654人に対し、平成27年では104,573人と約7,000人の減少となっています。一方、世帯数は平成18年の34,772世帯から、平成27年では35,683世帯と約900世帯の増加となり、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



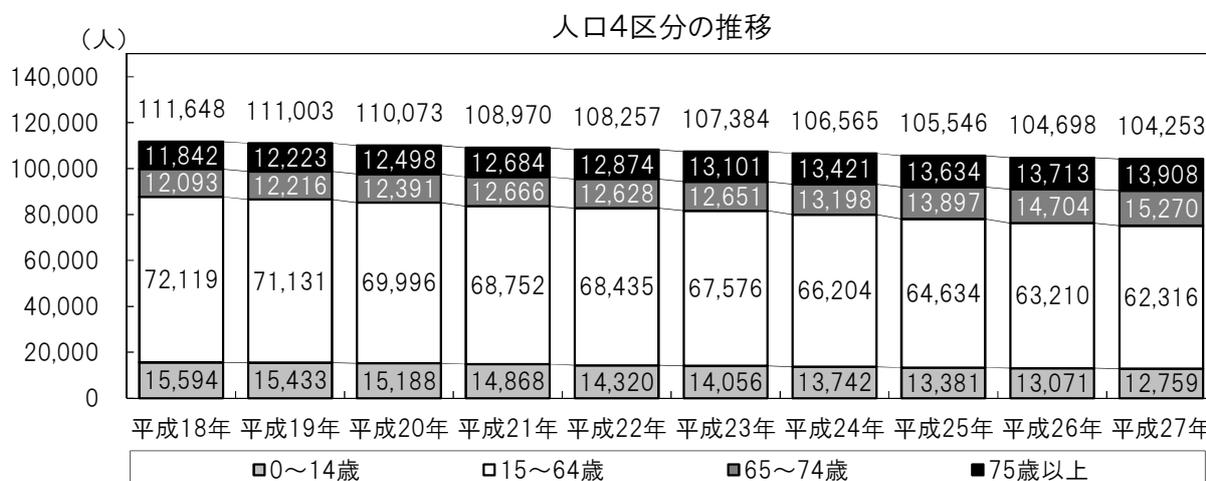
資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

人口減少の状況について人口動態を見ていくと、死亡数が出生数を上回っている自然動態は年々増え、平成18年の-249人から、平成27年では-512人となっています。一方、転出が転入を上回る社会動態は増減を繰り返しながら推移しています。



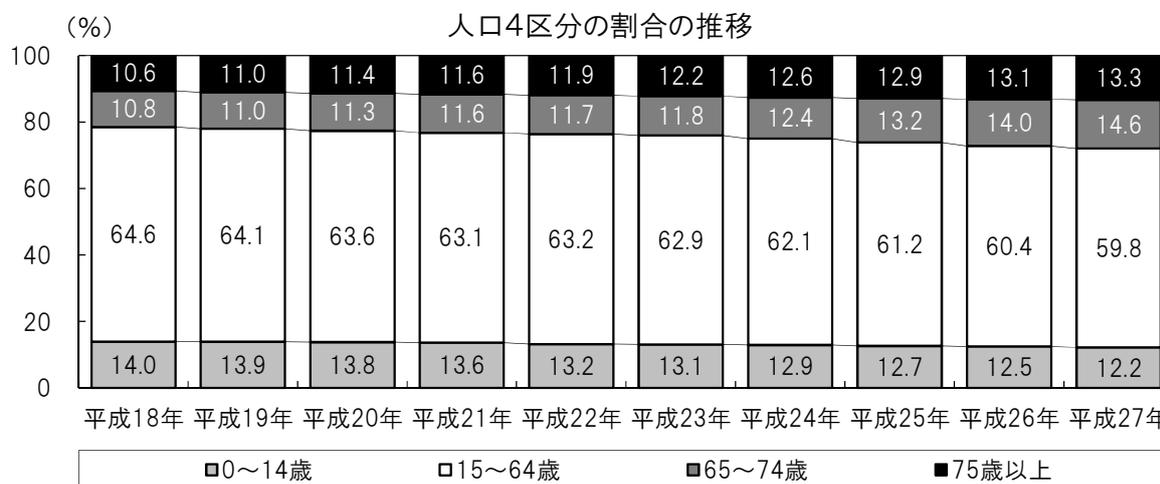
資料：統計要覧

総人口の内訳として、4区分で見ていくと、0～14歳と15～64歳の人口が減少し、65～74歳、75歳以上は増加しています。



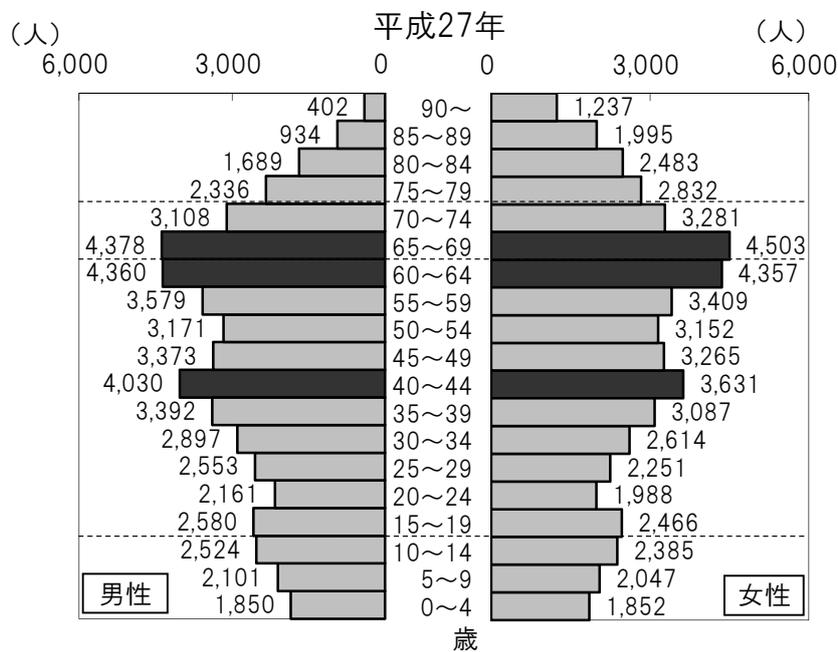
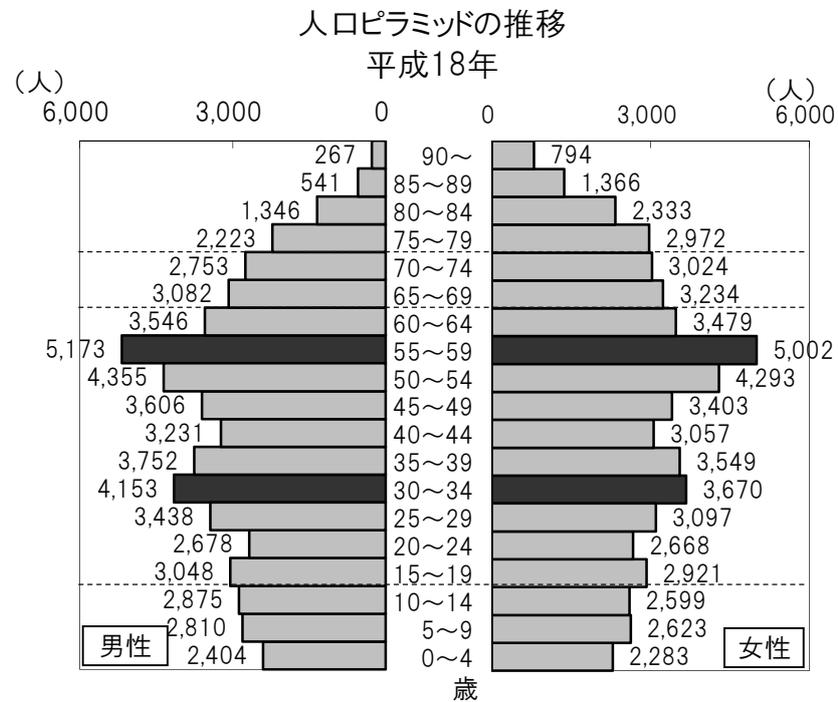
資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

割合で見えていくと、65～74歳、75歳以上を合わせた高齢化率は、平成18年で21.4%だったのに対し、平成27年では27.9%と大幅に増加しています。



資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

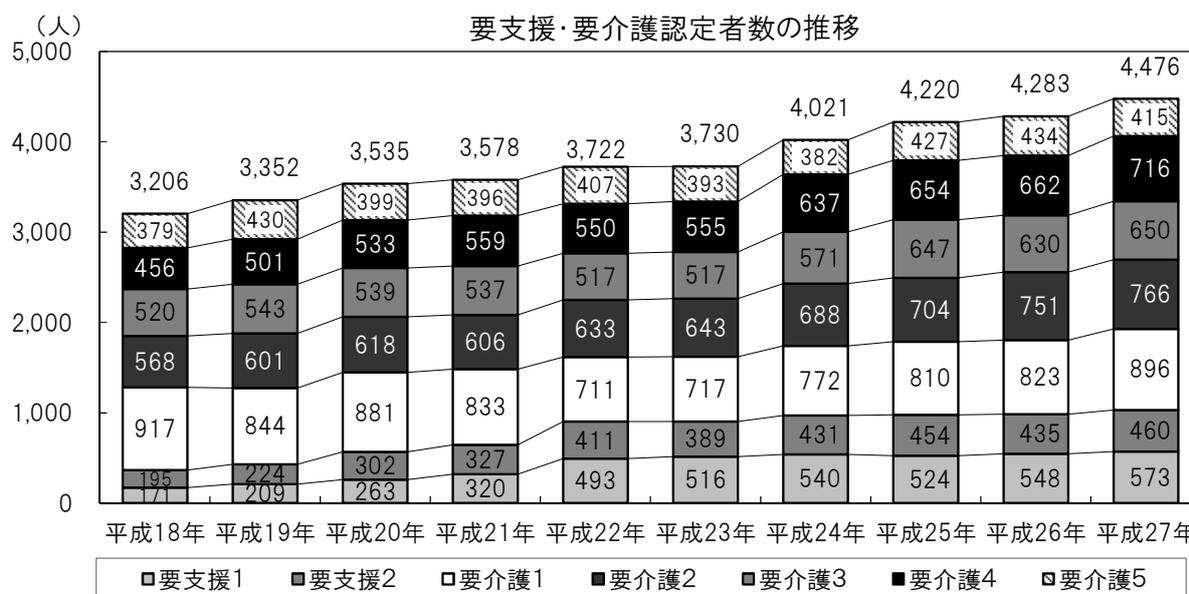
人口の構造を、人口ピラミッドで比較すると、平成18年の時点では、55～59歳と30～34歳が特に多かったのに対し、平成27年では、60～69歳と、40～44歳が多く、全体的に年代が上へと上がっています。



資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

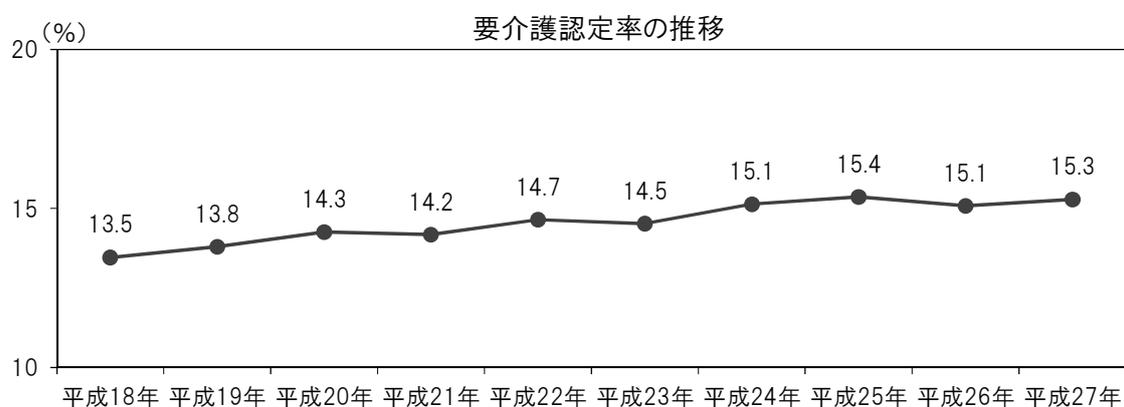
第2節 支援を必要とする人の状況

介護保険制度の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成18年の3,206人に対し、平成27年では4,476人と、約1,300人の増となっています。特に、要支援1、要支援2の軽度の認定者が増えています。



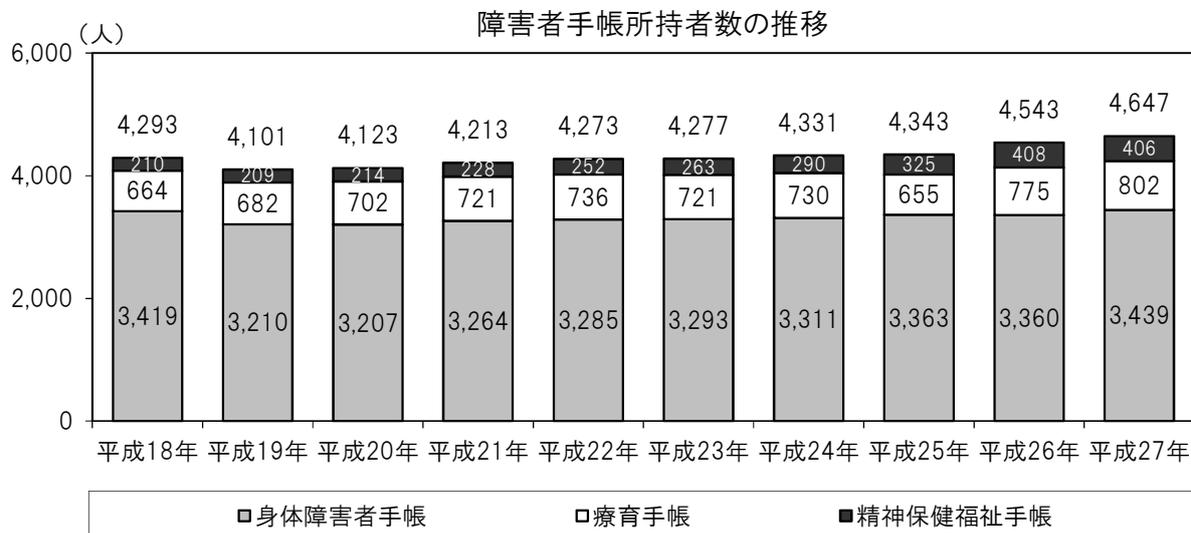
資料：介護保険事業状況報告(各年10月分)

要介護認定率の推移を見ると、平成18年の13.5%に対し、平成27年では15.3%と、1.8ポイントの増となっています。



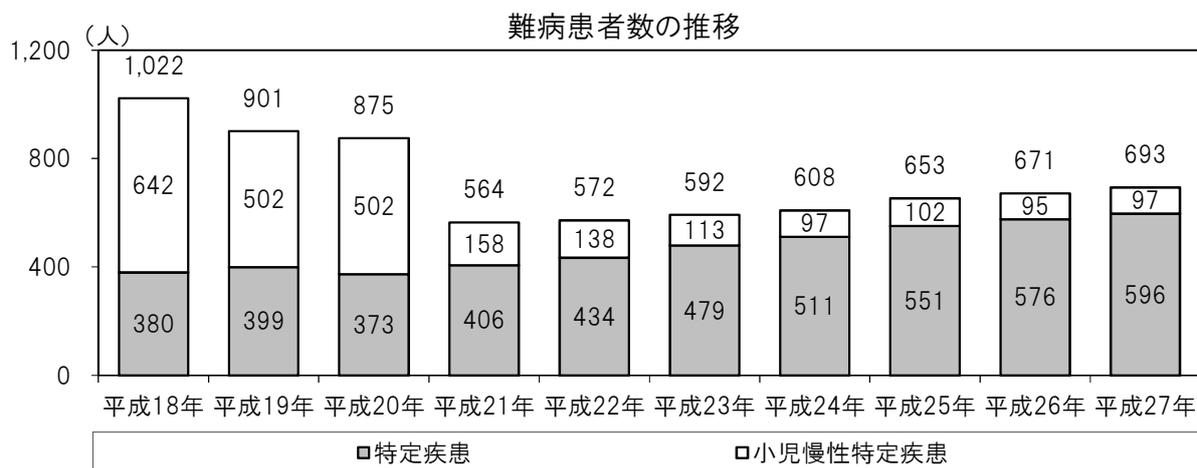
資料：介護保険事業状況報告(各年10月分)

障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成18年の4,293人に対し、平成27年には4,647人と、約350人の増加となっています。特に精神保健福祉手帳所持者数は約2倍と多くなっています。



資料:障がい福祉課 各年4月1日現在

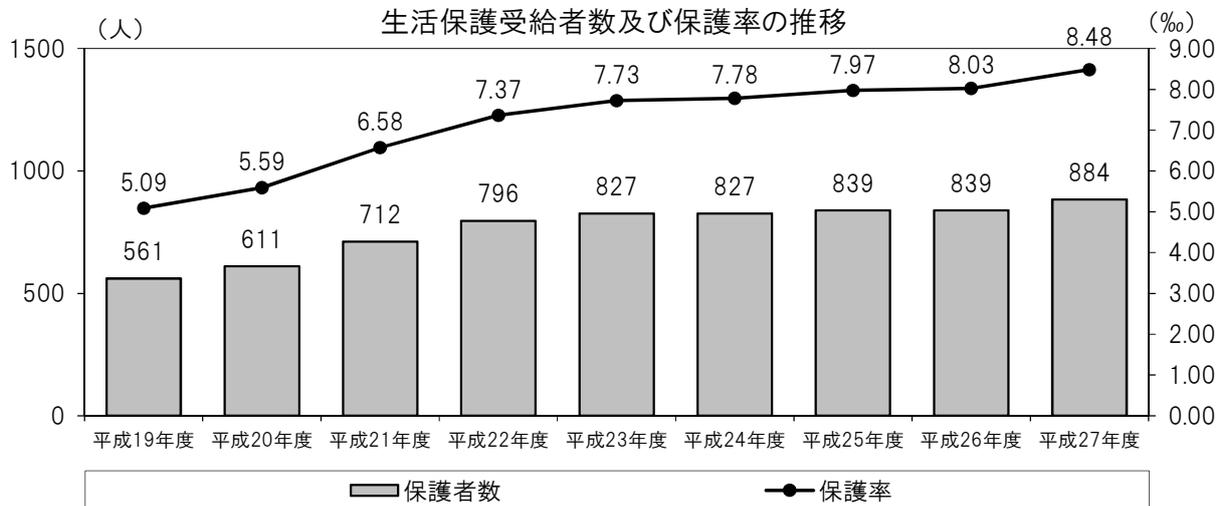
難病患者数の推移を見ると、特定疾患は増加傾向にあり、平成27年には596人となっています。



資料:筑西保健所 各年4月1日現在

※小児慢性特定疾患について、平成20年までは、筑西保健所圏域(結城市・桜川市・筑西市)の人数であり参考値。

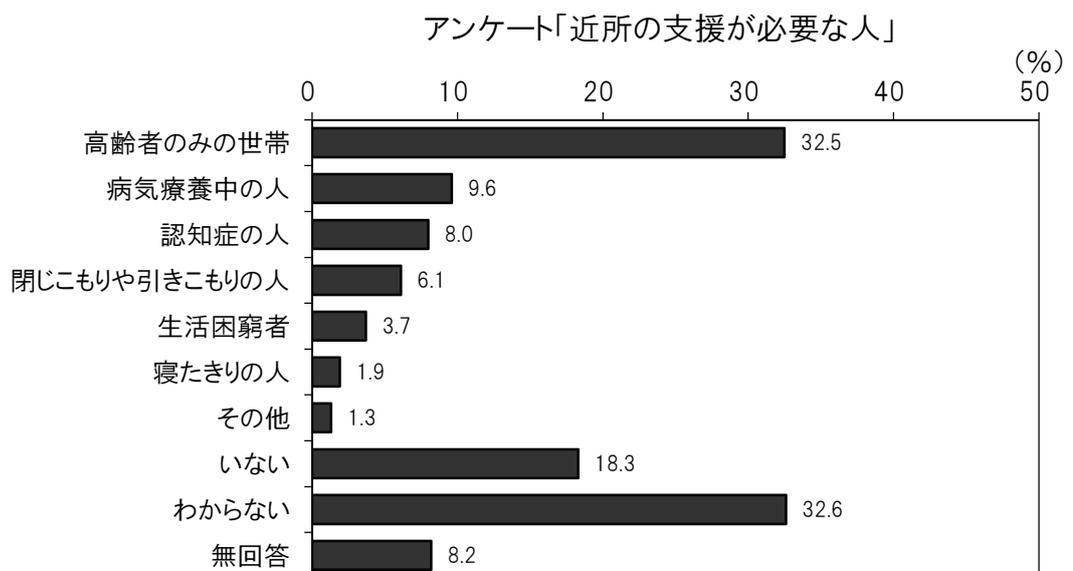
生活保護受給者数の推移を見ると、平成19年度の561人に対し、平成27年度では884人と323人の増となっています。保護率も同様に増加しており、平成19年度の5.09%に対し、平成27年度では8.48%となっています。



※ % (パーセント): 1000分の1を1とする単位。

資料: 社会福祉課

アンケート調査において、近所に支援が必要な人がいるかを伺ったところ、「高齢者のみの世帯」が32.5%、「病気療養中の人」が9.6%、「認知症の人」が8.0%、「閉じこもりや引きこもりの人」が6.1%と続いています。



資料: 平成28年度アンケート調査

第3節 10年間の評価

これまで筑西市では、下記の3つの基本目標に基づき、地域福祉を推進してきました。この度、第1次計画を策定し10年間の経過したことから、第2次計画の評価を中心としながら、10年間の評価を行い、新たな第3次計画へとつなげていきます。

■第1次計画、第2次計画の基本目標

- 1 支え合い・助け合いのあるまちづくり
- 2 使いやすい福祉サービスのあるまちづくり
- 3 安全・安心なまちづくり

なお、評価にあたっては、下記の調査を参考としました。

■庁内評価結果

庁内の関連各課に対し庁内評価を実施した。

平成24年度・平成26年度は、主な取り組み状況（実績見込み）について、平成28年度は、計画の記載内容と、平成24年度・平成26年度の取り組み状況を比較し、より詳細な取り組み状況と成果、今後の方向性を伺った。

■アンケート調査結果

平成17年度調査：配布数 3,000件	回収数 1,137件	回収率 37.9%
平成23年度調査：配布数 2,000件	回収数 841件	回収率 42.1%
平成28年度調査：配布数 2,000件	回収数 864件	回収率 43.2%

■地区懇談会結果

平成28年度実施

第1回目で現行計画の評価を実施

第2回目で課題のまとめと、課題に対するアイデア出し

第3回目で重点プロジェクトの検討

第4回目で取りまとめと発表

1 支え合い・助け合いのあるまちづくり

(1)基本目標の概要

支え合い・助け合いのまちづくりのために、あいさつ運動を進めたり地域の祭り等の機会を活用して地域住民の交流を深めたり、また福祉教育を行ったりするなどの心づくりを進めます。

また、これらの支え合い・助け合いの取り組みを促進するために、各種機会を通じて積極的に地域福祉の考え方を普及していきます。

- 1 支え合いと助け合いの心づくり
- 2 地域での支え合い活動の推進
- 3 ボランティア・NPO活動の推進

(2)評価

～地域福祉の重要性の周知の充実～

あいさつについては、「あいさつ運動」の実施等により、活発に行われるようになってきているほか、高齢者への配食等を通して見守り等を行う支え合い活動は進んできています。

一方、自治会加入率は減少傾向にあり、子ども会、高齢者クラブなど、地域における活動の参加者が減少し、地域交流が活性化していないことが課題となっています。

その背景として、地域福祉の考え方の普及について、広報紙への掲載等を行ってきましたが、第2次計画期間内に講演会の実施等積極的な働きかけが薄かったこともあり、結果としてアンケート調査における地域福祉の認知度が5年前に比べて低くなっていることが挙げられます。

あわせて、支え合い・助け合いの関係が必要だと考える市民は減少傾向にあり、今後改めて、地域福祉の重要性の周知や理解を促していくことが必要となります。

～地域で活動する各団体の連携の促進～

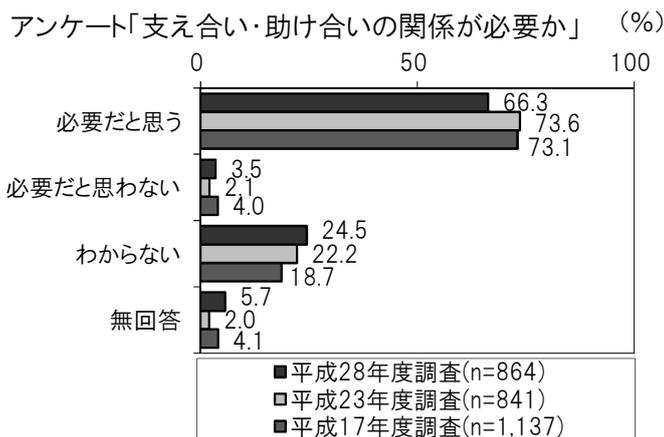
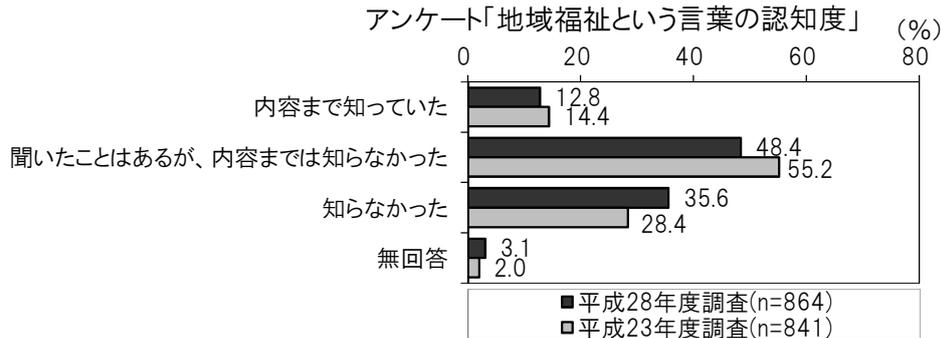
「筑西市市民団体等登録制度」が開始され、ボランティア団体数は微増傾向にあるほか、団体間の連携に向け、「筑西市民団体連絡協議会」の発足や、民生委員児童委員と自治会連合会との連絡会議の開催の検討等の取り組みを進めています。

しかし、地域で活動している人が多く参加している地区懇談会では、団体間の横のネットワーク不足が課題として挙げられています。そのため、今後も一層の連携を促進するとともに、連携の場づくりを行っていくことが必要となります。

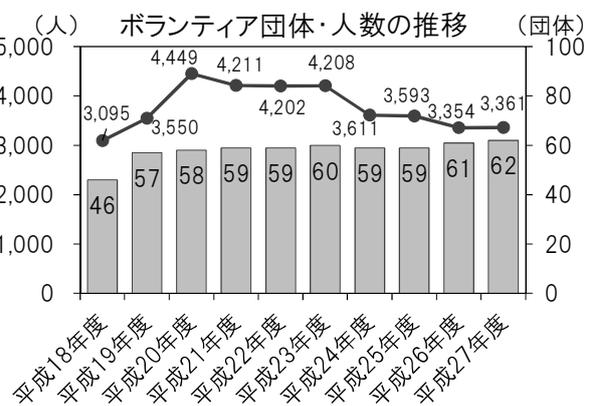
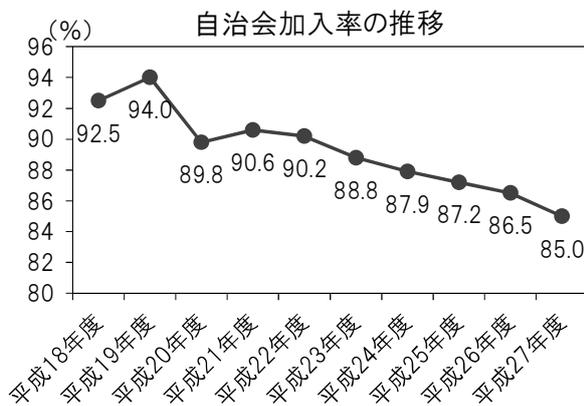
(3) 関連データ

アンケート調査結果では、地域福祉という言葉「内容まで知っていた」人は、1割程度と非常に少なくなっています。また、「知らなかった」人は、平成23年度調査の28.4%に比べ、平成28年度調査では35.6%と増えています。

また、支え合い・助け合いの関係が必要かという質問に対しては、「必要だと思う」は、平成17年度調査と平成23年度調査では約73%であったのに対し、平成28年度調査では66.3%と減少しています。



統計データにより自治会加入率を見ると、過去10年間で減少傾向にあり、平成27年度では85.0%となっています。また、ボランティア団体数については微増傾向にありますが、ボランティア人数はやや減少傾向にあります。



地区懇談会結果では、あいさつ運動や下校時の見守り、高齢者への配食や見守り・声かけなどの取り組みなどは進んでいるということが挙げられました。

一方、自治会や子ども会、高齢者クラブなど地域の活動の参加者は減り、地域の交流が活性化していないことや、団体間の横のネットワーク不足などが課題として挙げられました。

■地区懇談会結果概要

進んだこと	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動は浸透している(5グループ) ・安否確認を兼ねた独居老人の配食サービスがある(3グループ) ・下校時の見守りなど、高齢者と学童との交流を行っている(2グループ) ・友愛訪問など、高齢者や一人暮らしの方の見守りと声かけを行い、コミュニケーションが取れている(2グループ) ・民生委員児童委員の活動が理解されてきている ・リサイクル回収時など声かけからのつながり ・三世代輪投げ大会や夏祭りなどのイベントがある ・自治会・町内会の活動が活発な地域もある
進んでいないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進み、地域の交流が活性化していない(3グループ) ・自治会の未加入や脱退者がいる(2グループ) ・地域団体間など横のネットワークが不足している(2グループ) ・近所づきあいが希薄になっている(2グループ) ・あいさつは、知らない大人に声をかけないとの指導があったり、大人も意識的にしない人がいる(2グループ) ・子ども会活動や高齢者クラブ活動の参加者が少ない(2グループ) ・ボランティア活動の情報を発信しているが、参加者の増加につながりにくい ・地域福祉の普及の前に福祉教育が必要

※(○グループ)は、全5グループのうち同様の意見が出たものをまとめています。

2 使いやすい福祉サービスのあるまちづくり

(1)基本目標の概要

わかりやすい情報提供や権利擁護の仕組みの確立、手厚い相談体制などサービス利用者への支援を充実させるとともに、提供されるサービスの質の確保や提供事業者のネットワークの構築・確立、福祉人材の育成等を推進し「使いやすい福祉サービス」のあるまちづくりを進めます。

- 1 サービス利用者への支援
- 2 相談体制・生活支援の充実
- 3 サービスの質の確保
- 4 福祉人材の育成と地域のネットワークづくり

(2)評価

～相談の充実～

市では各種相談窓口におけるきめ細やかな相談を実施しているほか、福祉相談窓口が総合相談の役割を果たしていることなどから、地区懇談会では、行政への相談が増加傾向にあるとの意見が挙げられました。

一方で、相談窓口が市民に知られていないとの課題についても地区懇談会の中で指摘されており、相談窓口の周知とともに相談員の資質向上に一層取り組み、相談の充実が必要となります。

～情報発信の充実～

市では、様々な工夫を行いながら、多様な手段による情報提供を行っており、アンケート調査では、福祉サービスや福祉施設の認知度について、「知らない」人が10年前に比べ減っています。

一方で、地区懇談会では、成年後見制度などの各種制度等の周知がまだ足りないという意見も出ており、一層の情報発信が必要となります。

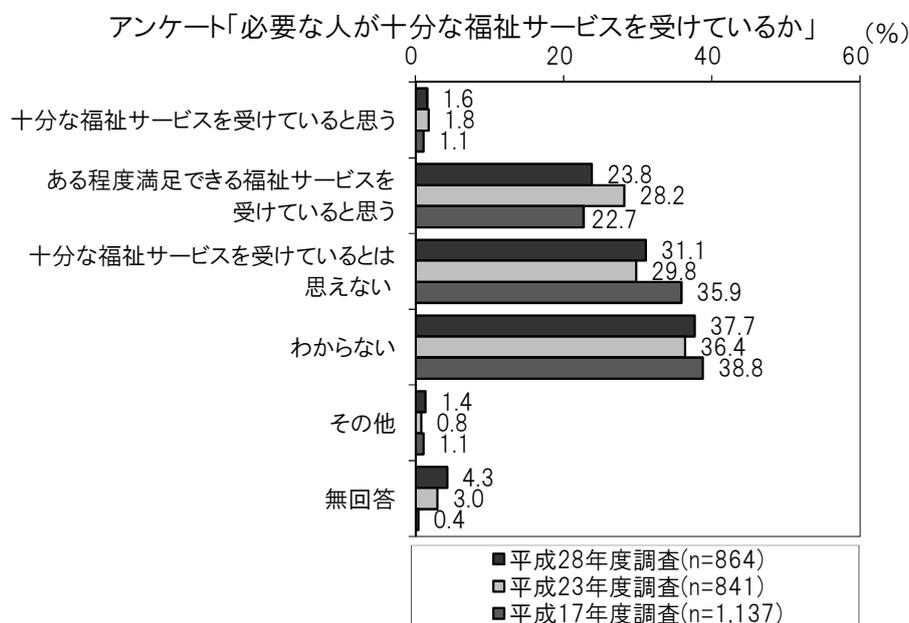
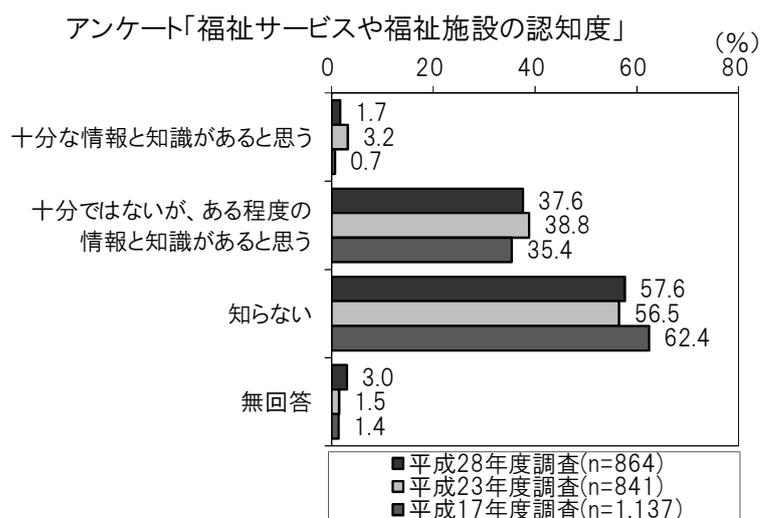
～地域福祉を推進する人材・リーダーの育成推進～

市では各分野におけるボランティアの養成等は行ってきましたが、地区懇談会では福祉人材、地域福祉のリーダーの不足などが課題として挙げられ、地域福祉を推進していく担い手やリーダーの育成を一層進めることが必要となります。

(3) 関連データ

アンケート調査結果では、福祉サービスや福祉施設の認知度について、「知らない」人は、平成17年度調査の62.4%に比べ、平成28年度調査では57.6%と少なくなっています。

また、必要な人が十分な福祉サービスを受けているかどうかについては、「十分な福祉サービスを受けていると思う」は過去3回の調査いずれも1%台と非常に少なくなっていますが、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」は、平成17年度調査の35.9%から、平成28年度調査では31.1%と微減となっています。



地区懇談会結果では、行政への相談や地域の中の相談の場が増えていることなどが進んだこととして挙げられました。

一方、相談窓口を知らない人が多いという意見も多かったほか、成年後見制度などは周知が足りないという意見や、福祉人材・地域福祉のリーダーの不足などが課題として挙げられました。

■地区懇談会結果概要

進んだこと	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の方や民生委員児童委員から行政への相談が増加した ・児童の保護者に対する相談先への声かけができています ・生きがい講座や子育てサロンなど地域の相談の場が育っている ・地域のリーダー的存在が育ってきている
進んでいないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を知らない人が多い(2グループ) ・成年後見制度の周知が足りず、普及していない(2グループ) ・中心的に活動してくれる人がおらず、地域福祉のリーダーが不足している(2グループ) ・福祉人材の育成や地域リーダーのサポートが欠如している ・一人暮らし高齢者の情報共有ができていない

※(○グループ)は、全5グループのうち同様の意見が出たものをまとめています。

3 安全・安心なまちづくり

(1)基本目標の概要

普段からの防犯体制や、いざという時の防災体制を整えることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。また、社会に出て活動できるようなまちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などの「福祉のまちづくり」や、生活に困っている市民等への支援を推進します。

あわせて、高齢者が生きがいを持って生活できるまちづくり、そして安心して子育てできるまちづくりを進めます。

- 1 防犯・防災体制の充実
- 2 福祉のまちづくりの推進
- 3 生きがいのあるまちづくり
- 4 安心して子育てできるまちづくり

(2)評価

～各分野別計画との連携～

市では、高齢者の生きがいサロンの充実や、高齢者クラブへの参加促進を行っているほか、子育てサークルへの支援や子育て支援センターでの子育て支援等、地域で生きがいを持って安心して暮らせるための支援を行ってきました。また、地区懇談会の中では、地域の中で、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、子どもの見守り等が盛んに行われたということが挙げられました。

これらの高齢者や子どもへといった対象者ごとの個別支援については、筑西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と、筑西市子ども・子育て支援事業計画の中で実施していきます。

～日頃の地域内の交流を強化し、災害に備える体制を充実～

市では、自主防災組織の育成や災害時要援護者支援制度等により、緊急時の対応体制を整備していますが、アンケート調査の地域の課題としては災害等の「緊急時の対応体制がわからない」が最も多くなっています。また、地区懇談会では、緊急時に支援を必要とする人の情報共有が難しいといった課題も挙げられ、その前提としてアンケート調査の地域の課題について日頃の地域内の交流が薄いことが挙げられています。

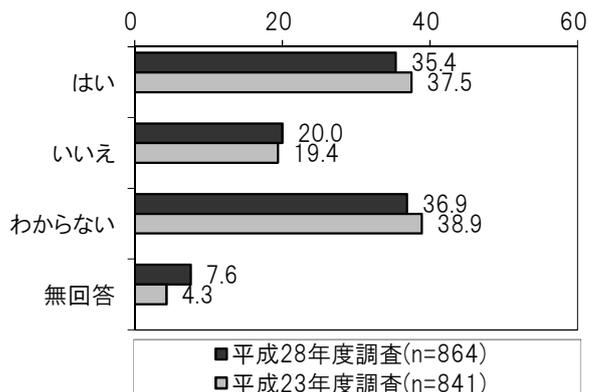
そのため、日頃の地域内の交流を一層促進し、顔の見える関係性をつくるとともに、緊急時に備えた体制整備を一層行うことが必要となります。

(3) 関連データ

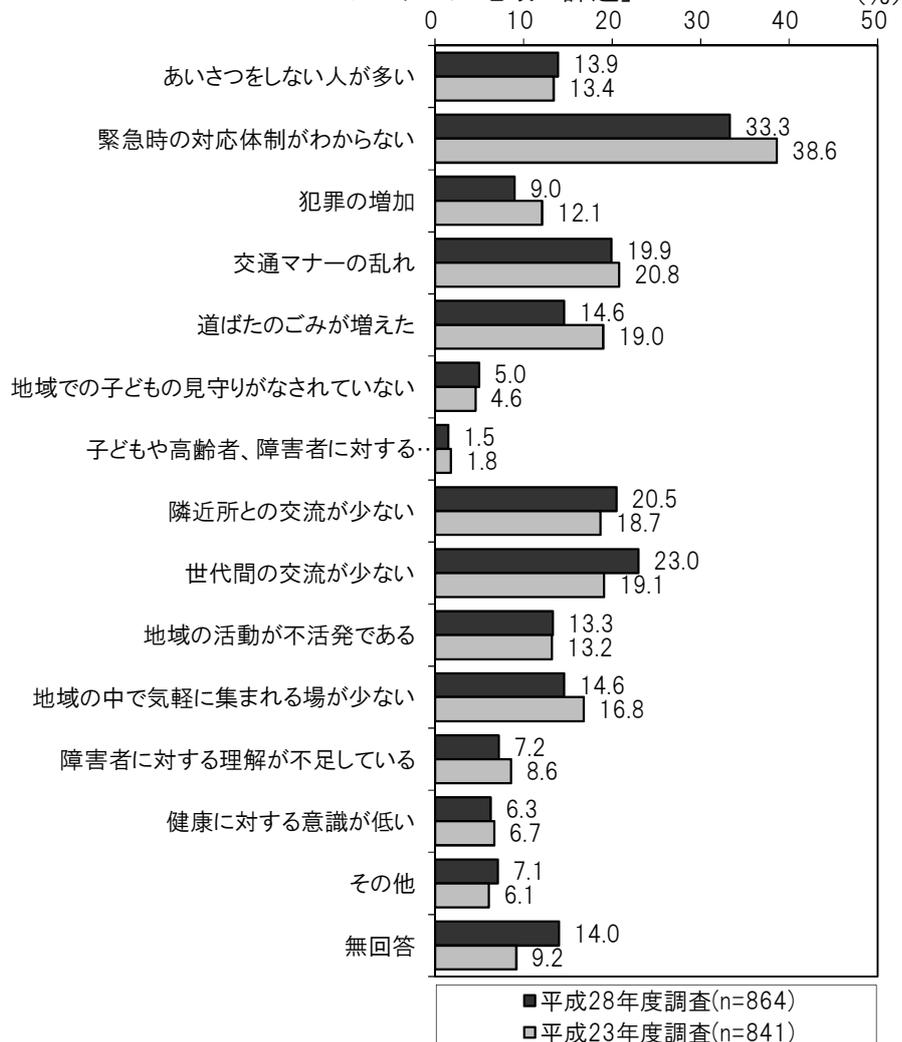
アンケート調査結果では、災害時に避難の手伝いができるかが「はい」という人は、平成28年度調査では35.4%で平成23年度調査と同程度となっています。

地域の課題としては「緊急時の対応体制がわからない」が、平成23年度調査に比べ平成28年度調査では微減したものの、最も多く3割を超えています。緊急時の対応の基盤となる、日頃の交流について「隣近所との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」はいずれも平成28年度調査では増加しています。

アンケート「災害時に避難の手助けができるか」 (%)



アンケート「地域の課題」 (%)



地区懇談会結果では、子どもの登下校の見守りや交流、健康・生きがいづくりなどの活動が盛んに行われたことなどが進んだこととして挙げられました。

一方、支援を必要とする人の情報が共有できていないことや、防犯・防災面や環境面での不備などが課題として挙げられました。

■地区懇談会結果概要

進んだこと	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの登下校時の見守りができている(3グループ) ・子どもと高齢者の交流が充実している(3グループ) ・健康づくり・介護予防や、生きがいサロン・高齢者クラブの活動が活発になっている(3グループ) ・災害時要援護者支援制度が進んでいる(3グループ) ・自主防災組織の整備が進んだ ・防犯訓練を実施した ・地域の美化清掃を行った ・女性会の活動が活発になっている ・介護サービス事業所が学校と協力し交流を図っている ・文化協会の活動が活発である ・子育てアドバイザーなど子育て支援が充実している
進んでいないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人の情報共有ができず、協力者や対応者間のネットワークも不足している(3グループ) ・市社会福祉協議会のような施設がもっとほしい ・車イス等備品が無料で使用できるが、市民が知らない。PRが必要 ・子どもが安全に遊べる場所が足りない ・シルバー人材センターへの支援 ・集落内の道路が狭く、救急時に消防車・救急車が入れず、困っている ・防犯灯の設置数が不足している ・各自治会での自主防災組織の未組織が多く必要性の周知が必要

※(○グループ)は、全5グループのうち同様の意見が出たものをまとめています。

第3章 計画の目指す方向

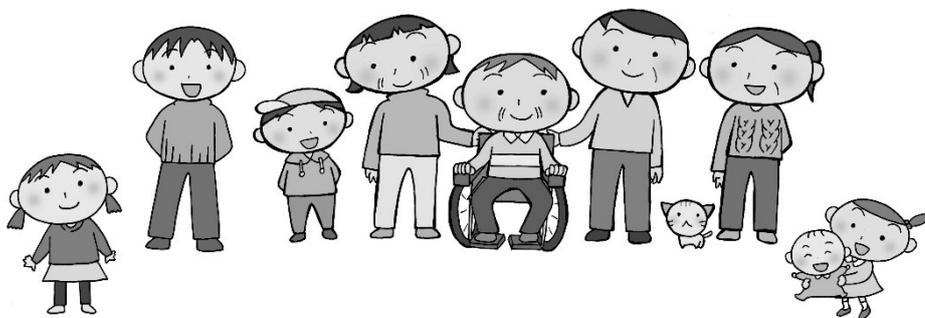
第1節 基本理念

筑西市ではこれまで、支え合い・助け合いのまちづくりとして、第1次、第2次計画の10年間は、「～ みんなで創る「福祉の邦・筑西」～支え合い助け合い、そして笑顔で！」を基本理念として進めてきました。

この度、第3次計画を策定にするにあたって、各種調査等による市民意見の把握や地域福祉を取り巻く現状、また10年間の評価から導き出された課題を解決するため、本計画の基本理念を次のように決めました。

人と地域がつながり支え合う
笑顔と安心のあるまち 筑西

この基本理念には、筑西市に住む市民が地域の中で支え合い・助け合うことで、笑顔があふれ、安心して暮らせるようにという願いが込められています。また、これまでの10年間よりも今後一層少子高齢化や人口減少が進むことが予測されている中、家庭や地域の中でのつながりが深まることが重要となっています。



第2節 基本目標

「基本理念」を実現していくための「基本目標」として、次の3つを掲げます。

基本目標1 福祉意識を醸成する仕組みづくり

筑西市の地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をつくっていくという地域福祉の考え方を浸透することが必要であるため、意識啓発や福祉教育の充実、地域の交流の促進等を通じて、福祉意識を醸成する仕組みづくりを進めます。

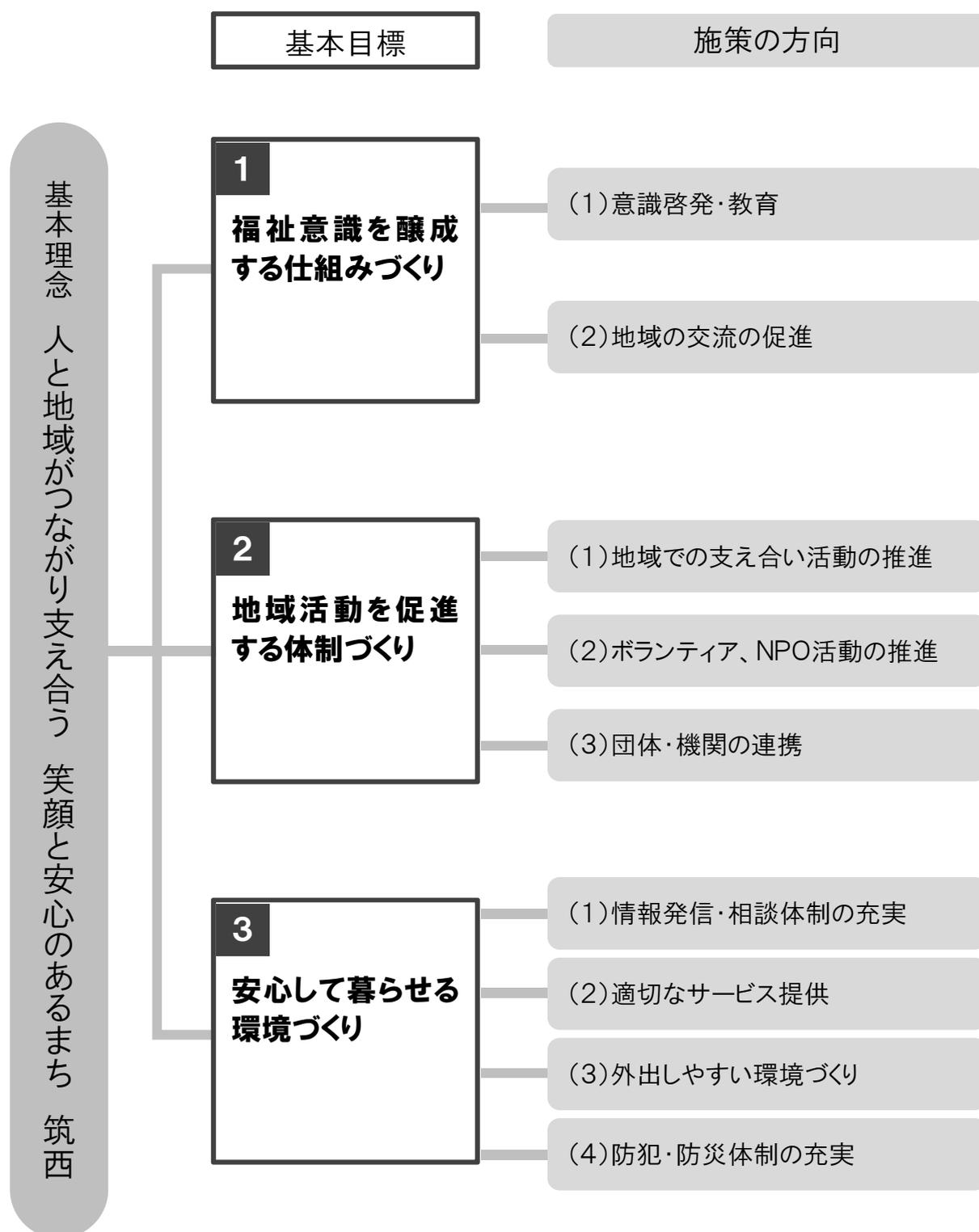
基本目標2 地域活動を促進する体制づくり

地域の中で支え合い・助け合いの共助の活動を活性化していくため、地域での支え合い活動やボランティア・NPO活動の推進を進めるとともに、団体・機関の連携を進め、地域活動を促進する体制づくりを進めます。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

自助・共助の支え合い・助け合いの取り組みだけでは解決が困難なことは、公的サービス等の公助の取り組みが重要となります。そのため、情報発信・相談体制や高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスや子育て支援サービス等の各対象に対するサービス提供、環境整備、防犯・防災など、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第3節 施策の体系



第4章 施策の展開

第4章では、10年間の評価を踏まえ、今後5年間でどのように取り組んでいくかを示していきます。

第4章の見方

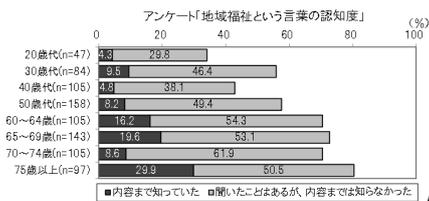
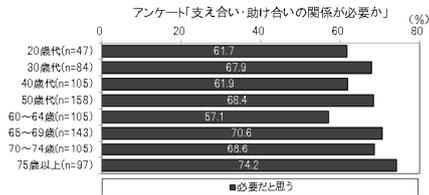
第1節 福祉意識を醸成する仕組みづくり

1 意識啓発・教育

現状と課題

地域福祉の考え方である、支え合い・助け合いの関係が必要かという疑問については、60～64歳以外はどの年代も6割以上と高くなっています。

一方、地域福祉という言葉の認知度は、「内容まで知っていた」は全体では12.8%と低く、言葉が浸透していないことがうかがえます。また、その内訳をみると特に75歳以上では高く、50歳代以下と70～74歳では1割未満で低く、年代によってもばらつきがあります。



市民の声

- 子どもたちはよくあいさつしてくれる。
- 「自分には関係の無い事だ」という考えの人を一人でも減らす事が必要。
- 共助の意識が低いのではないか。地域福祉への意識の未成熟。
- 地域福祉のイベントを催し、市民へのアピールの場を作ってみるのも良い。
- 一人ひとりが自分のできる事はわずかでも諦めず助け合うと大きな力になると思うことを気づかせて、互いに声かけ助け合うことができる社会づくりをするために意識改革の旗振りをして欲しい。
- 地域福祉の普及の前に福祉教育が必要。

アンケートの結果から、現状を記載しています。

アンケートの自由意見や、地区懇談会で出た意見から、市民の声を要約抜粋しています。

地域での実践の参考となるよう、アンケートの自由意見や、地区懇談会で出た意見から、自助・共助の取り組みアイデアを記載しています。

行政が取り組む内容について、公助の取り組みを記載しています。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

- まずは知る
各自が、地域福祉について知り、何をしたらよいか、何が出来るかを考えましょう。
- 自分ごととして捉える
日常生活の中で自分の身に降りかかった時に初めて福祉を意識することが多いため、そうなる前から意識的に地域福祉について考えるようにしましょう。
- 地域でのふれあい
困った人がいる時、すぐに手を差し伸べられる大人に育てるには、地域の中で子どもの頃から障害者や高齢の方々とふれあう機会を増やしましょう。

公助の取り組み

1	「あいさつ運動」の実施	学校、関係団体などにも働きかけ、各種「あいさつ運動」を展開し、人と人とのつながりを改めて楽しくかけづくりを行います。
2	「地域福祉」の考え方の普及	市民が、地域社会の一員として、地域づくり・福祉活動に積極的に参加していくよう、市広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行うほか、新たに講演会を開催し、地域福祉の考え方を普及していきます。 また、イベント等を通して、地域の中で、世代間交流や、障害者との交流を促進します。
3	「ノーマライゼーション*」の理念の普及	各種会議や計画を通じ、障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方である「ノーマライゼーション」の理念の普及に努めます。
4	福祉教育の充実	社会の一員として、ともに生きる社会づくりの実現を目指し、学校や市社会福祉協議会との連携により夏休み等のボランティア経験や学校における福祉体験など、子どもの頃から福祉教育の充実に努めます。 また、各種講座、教室等の生涯学習を通じ、地域福祉への理解と関心を高め、地域における相互扶助の強化を図ります。

* ノーマライゼーション：障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方です。

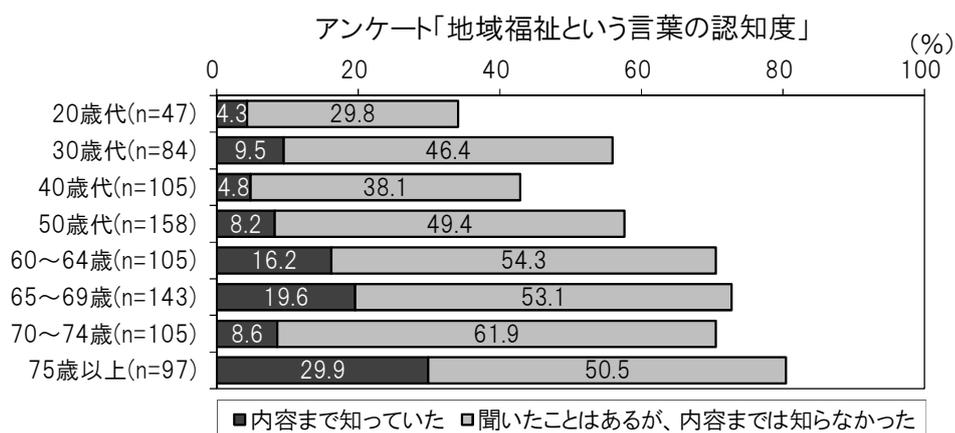
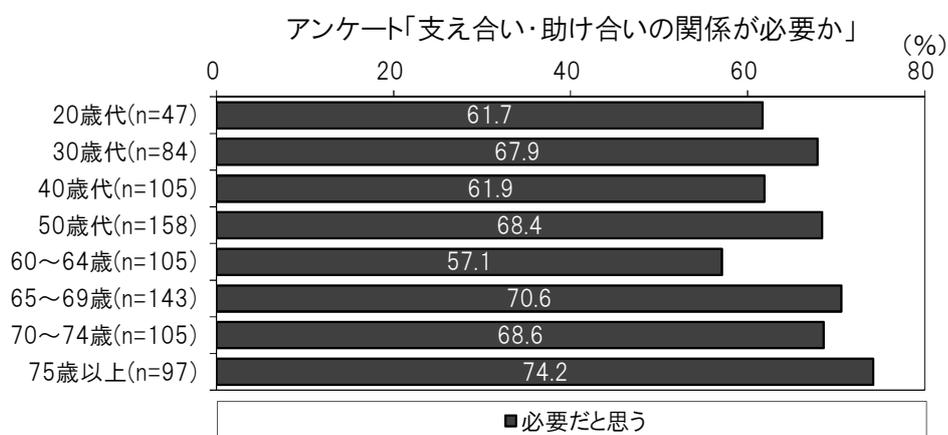
第1節 福祉意識を醸成する仕組みづくり

1 意識啓発・教育

現状と課題

地域福祉の考え方である、支え合い・助け合いの関係が「必要だと思う」については、60～64歳以外はどの年代も6割以上と高くなっています。

一方、地域福祉という言葉の認知度は、「内容まで知っていた」は全体では12.8%と低く、言葉が浸透していないことが伺えます。また、その内訳を見ると特に75歳以上では高く、50歳代以下と70～74歳では1割未満で低く、年代によってもばらつきがあります。



- ・子どもたちはよくあいさつをしてくれる。
- ・「自分には関係の無い事だ」という考えの人を一人でも減らす事が必要。
- ・共助の意識が低いのではないか。地域福祉への意識の未成熟。
- ・地域福祉のイベントを催し、市民へのアピールの場をつくってみるのもよい。
- ・一人ひとりが自分のできる事はわずかでも皆で助け合うと大きな力になると言うことを気づかせて、互いに声かけ助け合うことができる社会づくりをするために意識改革の旗振りをして欲しい。
- ・地域福祉の普及の前に福祉教育が必要。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■まずは知る

各自が、地域福祉について知り、何をしたらよいか、何ができるか考えましょう。

■自分ごととして捉える

日常生活の中で自分の身に降りかかった時に初めて福祉を意識することが多いため、そうなる前から意識的に地域福祉について考えるようにしましょう。

■地域でのふれあい

困った人がいる時、すぐに手を差し伸べられる大人に育てるには、地域の中で子どもの頃から障害者や高齢の方々とはふれあう機会を増やしましょう。

公助の取り組み

1	「あいさつ運動」の実施	学校、関係団体などにも働きかけ、各種「あいさつ運動」を展開し、人と人とのつながりを改めて築くきっかけづくりを行います。
2	「地域福祉」の考え方の普及	市民が、地域社会の一員として、地域づくり・福祉活動に積極的に参加していくよう、市広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行うほか、新たに講演会を開催し、地域福祉の考え方を普及していきます。 また、イベント等を通じて、地域の中で、世代間交流や、障害者との交流を促進します。
3	「ノーマライゼーション※」の理念の普及	各種会議や計画を通じ、障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方である「ノーマライゼーション」の理念の普及に努めます。
4	福祉教育の充実	社会の一員として、共に生きる社会づくりの実現を目指し、学校や市社会福祉協議会との連携により夏休み等のボランティア経験や学校における福祉体験など、子どもの頃からの福祉教育の充実に努めます。 また、各種講座、教室等の生涯学習を通じ、地域福祉への理解と関心を高め、地域における相互扶助の強化を図ります。

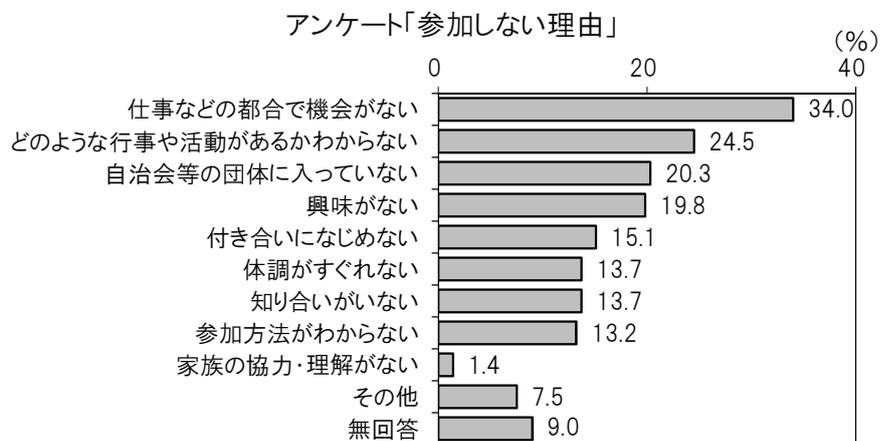
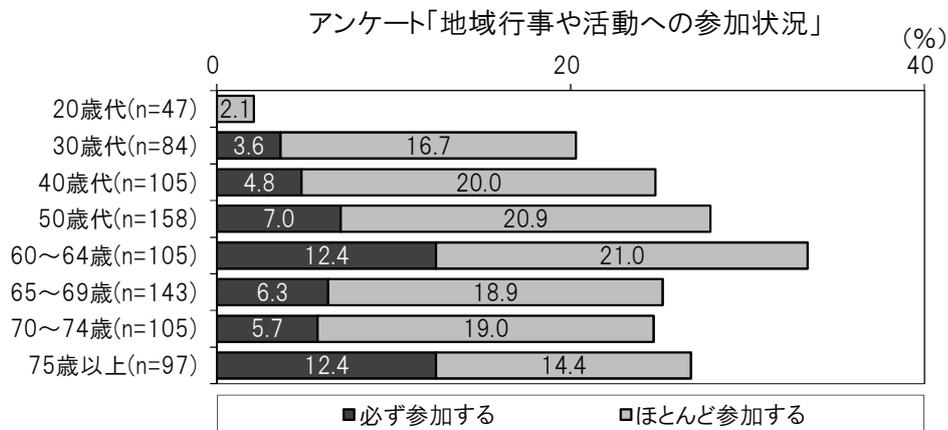
※ ノーマライゼーション：障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方です。

2 地域の交流の促進

現状と課題

地域行事や活動への参加状況は、60～64歳と、75歳以上では「必ず参加する」が1割以上と高い一方、40歳代以下の若い世代では5%未満と低くなっています。

また、参加しない理由としては「どのような行事や活動があるかわからない」「自治会等の団体に入っていない」が2割台で2位、3位回答となっており、各地域において行事等の情報の共有や、自治会への参加促進が必要となっています。



- ・近所にアパートが多く、どのような人が入っているかわからない、コミュニケーションが取れていない。
- ・地域での集まりがあっても、世代間で対等に話し合いができない。
- ・子ども会・自治会に入らない人が増えている。
- ・自治会・町内会で子どもが少なく、高齢化が進み、地域の交流の行事がないので活性化されていない。
- ・誰がどこの人もわからず、声をかけていいのかわかっても迷ってしまう。以前のようにつながりをたくさん持って楽しく笑顔を持って過ごしたい。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

日常の交流

■隣近所との交流

まずは小さいことから、日常生活の中で、隣近所との交流を密に行いましょう。

■支援を要する家庭との交流

プライバシーの問題もあるが、日頃から仲良くし、一人暮らしの高齢者や老夫婦のみの家庭などとも交流を深めましょう。

■趣味のグループでの交流

全体の行事に参加しやすくなるよう、同年代や同じ趣味を持つ人たちの小さなグループをつくりましょう。

交流内容の工夫

■楽しいイベントの開催

子どもから高齢者までが楽しめる交流イベントを行いましょう。音楽系（楽器演奏会・合唱等）体育系（体操・ゲーム等）文化系（お茶・お花・写真等）など。

■集いの場の定期開催

誰でも立ち寄れる集いの場を定期的に開きましょう。また、運営は、有償含むボランティアを考えていきましょう。

■地域ごとの取り組み発表

地域ごとにニーズに合わせた交流の取り組みをし、その内容を発表、表彰するなど、アイデアの共有、意欲向上を行いましょう。

交流の場所

■既存施設の活用

コミュニティセンターや公民館等を活用し、世代間や地域の交流の場としましょう。

■新たな場の創出

地域の中で集まれるスペースを確保し、自治会等との連携・協力できる仕組みをつくりましょう。

● 公助の取り組み

5	生涯学習・趣味活動の充実	生涯学習センター・地域交流センター・中央公民館・各地区公民館等において、市民ニーズに対応した講座を開催するとともに、市民の自発的なサークル活動などに対して、場所や設備の提供の支援を行っていきます。
6	自治会・町内会などの活性化	<p>市自治会連合会に対する支援を行い、地域におけるお祭・スポーツ行事・相互助け合い活動等の交流を促進します。</p> <p>また、自治会加入率の減少に歯止めをかけるよう、自治会長等と協議をしながら、啓発に努めます。</p> <p>さらに、自治会活動ハンドブックや地域づくりアドバイザーの活用により、自治会活動の活性化を支援します。</p>

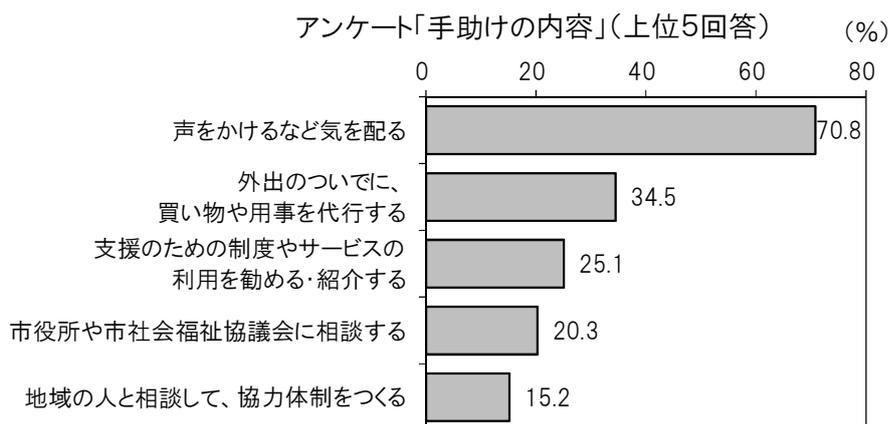
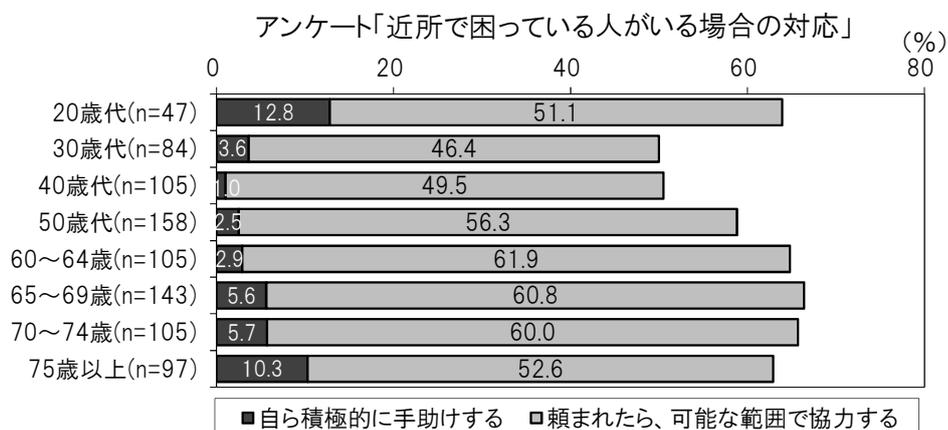
第2節 地域活動を促進する体制づくり

1 地域での支え合い活動の推進

現状と課題

近所で困っている人がいる場合の対応は、「自ら積極的に手助けする」は低いものの、「頼まれたら、可能な範囲で協力する」は30・40歳代以外では5割以上と高くなっています。

手助けの内容としては、「声をかけるなど気を配る」が約7割と突出して多く、次いで「外出のついでに、買い物や用事を代行する」が3割半ばで、「支援のための制度やサービスの利用を勧める・紹介する」が2割半ばとなっています。



市民の声

- ・地域の困りごとの相談先として民生委員児童委員さんだと思いついたが、どなたかわからなかった。賃貸に住んでいると情報が入りづらい。
- ・民生委員児童委員の活動の強化。
- ・地域で困っている人の手助けをしたいが、相手のプライバシーに入る事なので、対応に苦慮する。手助けしたい気持ちは大きいのですが…。
- ・高齢化により自治会世話役の成り手が減少。民生委員児童委員も自治会長等も老々リーダーになってきている。
- ・気軽に集まれるスペースがない。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

できる範囲の取り組み

■可能な範囲の支え合い

頼まれたことは、自分ができる範囲で、できる限り引き受けましょう。

■地域での相談

可能な範囲で相談にのりましょう。内容によっては、民生委員児童委員に相談しましょう。

状況把握と役割分担

■状況を把握する

本当に支援が必要な人が声を上げることができるような関係をつくりましょう。また、状況を把握しましょう。

■地域と行政の役割分担

まずは地域の中で支え合いの支援を行い、それでも難しい時には行政の支援をしてもらいましょう。

公助の取り組み

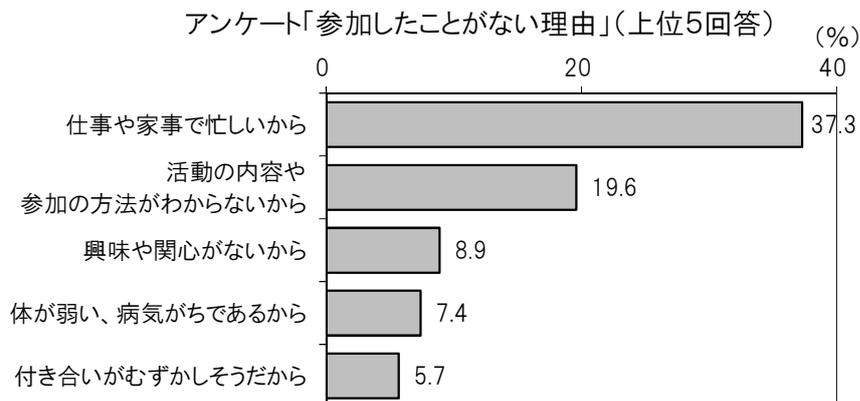
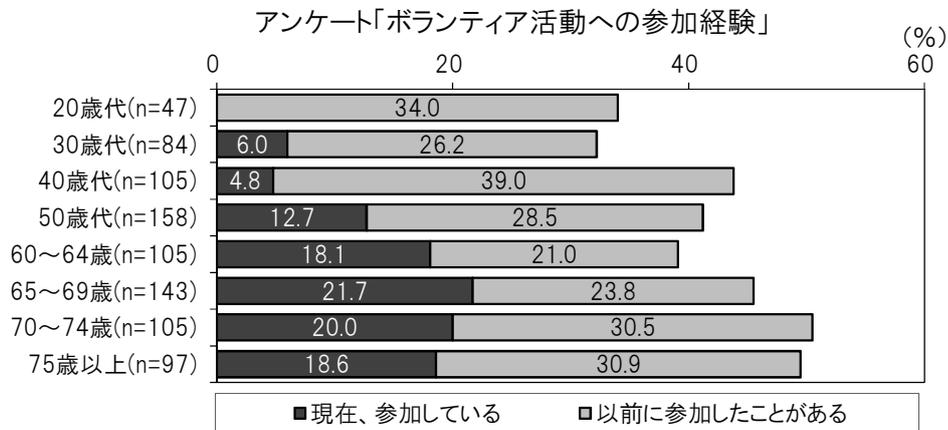
7	民生委員児童委員活動の推進	民生委員児童委員の活動を支援するとともに、研修会や定例会での活動事例の情報交換の設定など、活動の強化を進めます。 また、地域の民生委員児童委員の活動や、担当一覧を作成・配布するなど、市民への情報提供を行い、周知を図ります。
8	各分野におけるリーダーの育成	日赤奉仕団、民生委員児童委員、健康推進員、防災ボランティア等の各地域で活動する各分野のリーダーを育成します。
9	地域活動のための既存施設の有効活用	地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点として、地域交流センターや、ちくせい市民協働まちづくりサロン、市総合福祉センター（ボランティアセンター）などの既存施設を活用します。 また地域の集会施設の利用環境改善のため、自治会等のコミュニティ備品等整備に対する助成などを行います。

2 ボランティア、NPO活動の推進

現状と課題

ボランティア活動への参加経験は、「現在、参加している」は、概ね年齢が上がるほど高く、特に65～74歳では2割を超えています。40歳代以下では6%以下と低く、多様な世代が参加できる仕組みが必要です。

また、ボランティアに参加したことがない理由は、「仕事や家事で忙しいから」が4割弱と最も高く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからないから」が約2割と高くなっており、参加したいと思った人が、空き時間などで気軽に参加できる仕組みが必要です。



市民の声

- ボランティアの担い手不足。
- ボランティアを余裕があればやってみようという人も結構いると思うが、イメージがわからないのでつい消極的になってしまう。
- 今後、人のためになるボランティアを行いたいと考えている。どの様に始めたらよいのか、どこに相談したらよいのか、知りたい事はたくさんある。研修なども土・日の仕事が休みの日に開催してほしい。
- 若い人達が積極的に参加でき、楽しい交流ができるボランティアも、就活や進学の一助になるよう、評価されれば励みになるのでは。
- フォーマルなサービスだけでは不十分。どのようにボランティア等インフォーマルなサービスを周知していくか。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■声かけ

ボランティアに参加したい人が、参加しやすくなるよう、団体等に所属していなくても、声かけて誘いましょう。

■情報共有

ボランティアをしてみたくともどう携わればよいかわからない人もいるため、地域でボランティア情報を共有しましょう。

■グループの結成

地域の中で、誰もが可能な範囲で参加できるようなゆるやかなグループをつくりましょう。

公助の取り組み

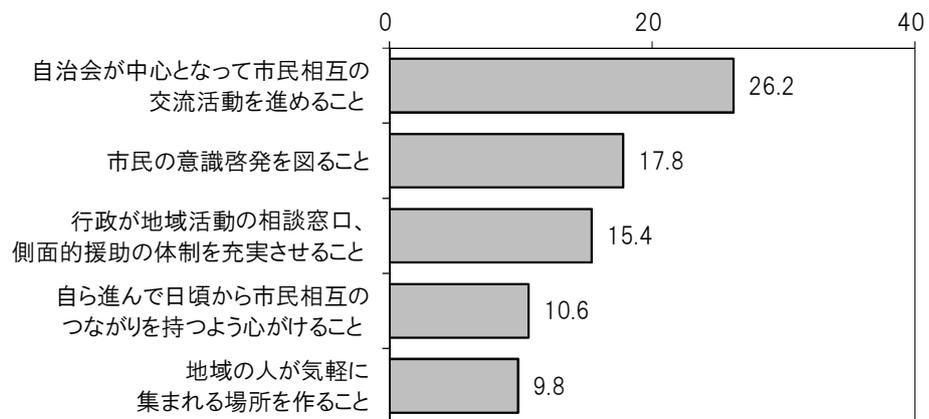
10	活動情報の提供	市民が積極的に活動に参加できるよう、市社会福祉協議会や、ちくせい市民協働まちづくりサロンにおいて、ボランティアやNPO活動の情報を収集・整理し、積極的に発信していきます。
11	ボランティアの養成支援	手話や朗読・点訳・傾聴・防災等の各種ボランティア養成講座や、健康運動普及員・シルバーリハビリ体操指導士・食生活改善推進員・精神保健福祉ボランティア等の各種専門的なボランティアの養成講座を実施します。 また、若い世代も含め、多くの人がボランティアに参加できるように、生活支援サービスボランティア・ファミリーサポートセンターなど様々な年代へのボランティアの機会を開拓し、幅広い層へ案内の配布を行います。
12	ボランティアセンター機能の充実	市社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」において、福祉用具や福祉啓発関係の教材を貸出するほか、ボランティアコーディネーターが相談等に応じます。 また、ボランティアセンター運営委員会において、事業の検討等を行い、センター機能の充実を図ります。
13	活動拠点の確保への支援	ボランティア・NPO等の活動を促進するため、地区公民館や地域交流センター市民協働まちづくりサロンなどの活動拠点の利便性の向上に努め、既存施設の活用を促進します。

3 団体・機関の連携

現状と課題

市民相互の協力のために必要なことは、「自治会が中心となって市民相互の交流活動を進めること」が2割半ばと最も高くなっていますが、市民相互の交流や支え合いの取り組みを進める上では自治会のみではなく、民生委員児童委員や地域で活動する団体と連携を進めていくことが重要です。

アンケート「市民相互の協力のために必要なこと」(上位5回答) (%)



- 自治会と民生委員児童委員との連携は皆無に近い状況。地域福祉の役割を担う人達が、もっと連携できる仕組みがあればと思う。
- 横のつながり（ネットワーク）不足。
- 地域の困り事や大変な方を共に支えて、問題解決に向けた話し合いをして進めていける地域の連携を取り合える事が重要。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■地域の団体間の連携

高齢者クラブ・民生委員児童委員・青年会議所・女性会等、関係団体の連携（会議）意見交換をしましょう。

■団体と機関の交流

ボランティア団体等と福祉事業所（ケアマネジャー等）との交流会を開きましょう。

公助の取り組み

14	活動団体間の連携強化	市民活動団体の交流促進を図るため、ボランティアセンターにおけるボランティア連絡会や、筑西市民団体連絡協議会との協働による「協働のまちづくりフォーラム」を実施します。また、団体相互の交流や情報交換の場を設け、支援を行っていきます。
15	自治会と民生委員児童委員の連携強化	地域福祉活動の中心を担う自治会と民生委員児童委員の連携強化を行うため、新たに連携会議や情報共有の仕組みづくりに取り組みます。
16	関係団体・機関のネットワークの強化	ボランティアやNPO、市社会福祉協議会等の地域活動団体と、福祉サービスの提供事業者等が、会議などの機会を通じて連携し、それぞれの役割を明確にしながら協働していく仕組みづくりを進めます。

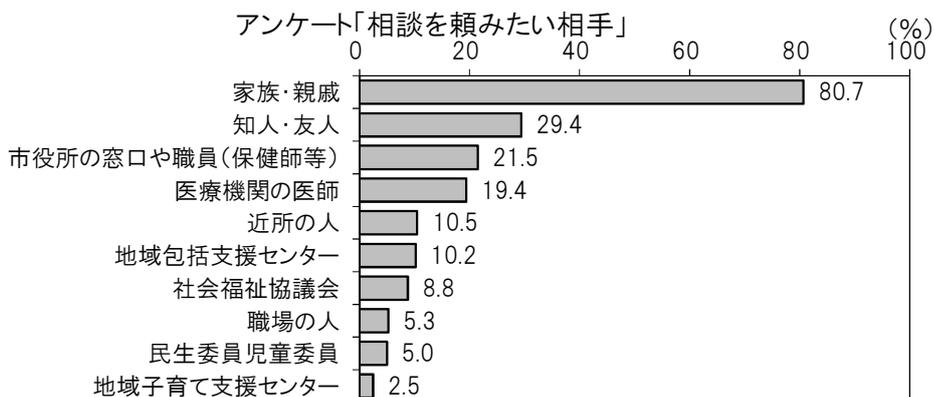
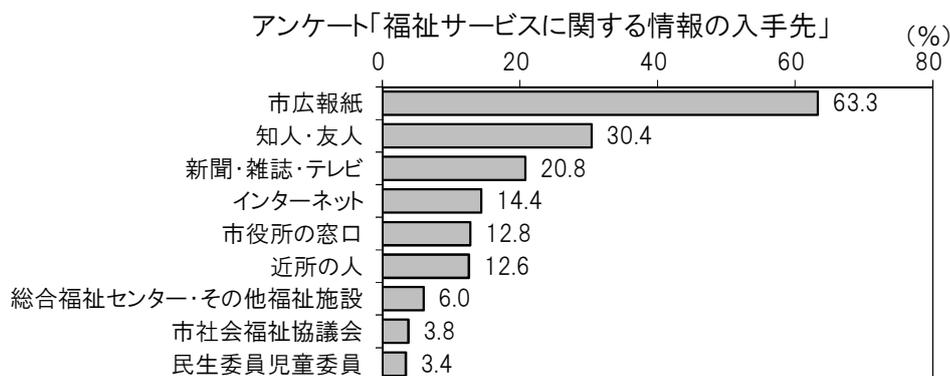
第3節 安心して暮らせる環境づくり

1 情報発信・相談体制の充実

現状と課題

福祉サービスに関する情報の入手先は、「市広報紙」が約6割と突出して高く、次いで「知人・友人」が約3割、「新聞・雑誌・テレビ」が約2割となっており、市広報紙をはじめとして必要とする情報が的確に届けられるような情報発信が重要です。

また、相談を頼みたい相手は、「家族・親戚」が約8割と突出して高く、次いで「知人・友人」が約3割となっています。行政の相談窓口として「市役所の窓口や職員（保健師等）」は約2割と低くなっており、現在の各種相談窓口について啓発していくことが必要です。



市民の声

- 市広報紙でもっと情報公開すべき。
- 広報紙に目を通す方が少ないように思われるため、「わかりやすい広報紙」の発行をお願いしたい。
- ホームページの内容を常に更新したり、なるべく画像でイメージしやすいなど、インターネットでわかりやすく調べられるようにしてほしい。
- もっと、福祉やボランティア等の情報や、市民に、福祉サービスがあることを知ってもらいたい。福祉サービスのメニューが市民に届いていない。
- 相談場所を知らない人が多い。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■積極的に情報を得る

福祉サービスの情報を市の広報紙やホームページから入手しましょう。

公助の取り組み

17	多様な手段による情報提供	市広報紙やホームページ、点訳版や音訳版も含む各種パンフレットなど、多様な手段によって福祉サービスに関する情報提供を行います。 特にホームページについては、総務省のガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティ [*] の確保、維持、向上に努めるほか、SNS [*] は継続して運営し、より多くの世代への情報提供に努めます。 また、情報収集に受動的な市民や関心が薄い市民に対しては、市内の商業施設やフリーペーパーなど民間と連携した情報発信や、すべての職員が情報発信の担い手であるという意識を持った対応を徹底するなど、新たな情報発信の手段についても検討します。中でも、世代等の属性に応じたきめ細やかな情報発信が行えるよう配慮します。
18	対象者ごとのきめ細かな相談の充実	健康相談、子育て・育児相談、介護相談、障害者相談、女性相談、生活困窮者相談、外国籍の住民に対する相談、各種サービスに関する苦情相談など、各分野について、利用者の立場にたち、対象者ごとのきめ細かな相談が行える体制を充実します。
19	福祉相談窓口の充実	福祉総合相談窓口である福祉相談窓口が初期の福祉関係の相談窓口となり、関係各課、社会福祉協議会等と連携します。
20	相談員等の資質向上の推進	各分野における相談員や各相談窓口の職員等については、各種研修の参加を促進するとともに、福祉相談窓口については自立相談支援員の交替に合わせて事前研修期間を設けることで資質の向上に努めます。

* ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者などホームページを閲覧する際に不自由のある人へ配慮し、誰もが容易に情報を共有できることです。

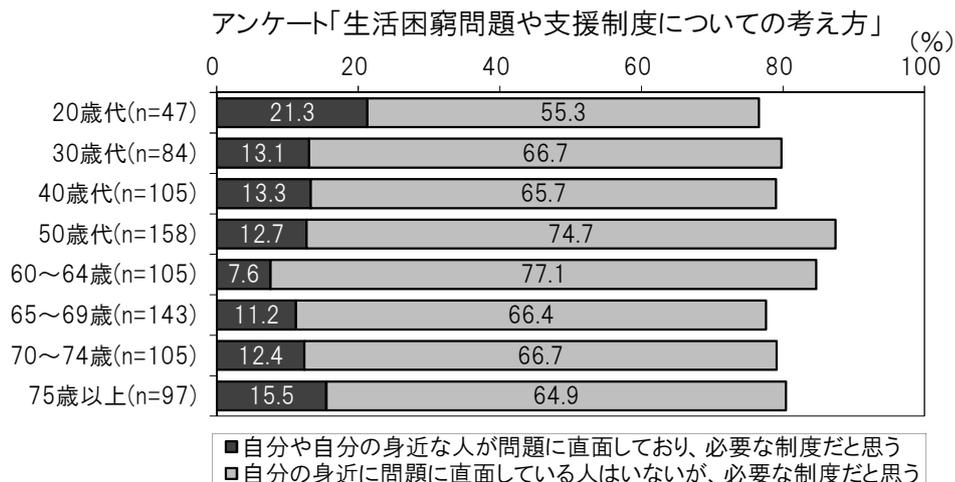
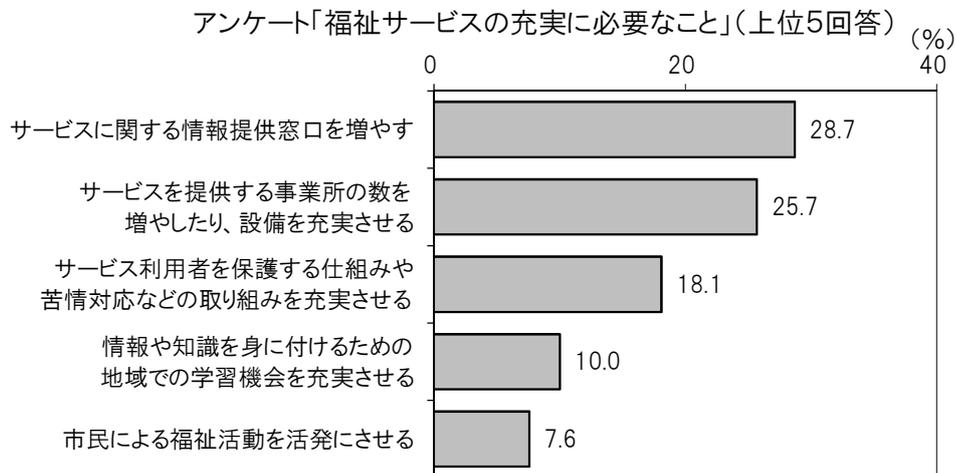
* SNS：social networking service の略で、参加者がインターネット上で互いに情報交換したり、コミュニケーションをとることができるものです。

2 適切なサービス提供

現状と課題

福祉サービスの充実に必要なこととして、「サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる」が2割半ば、「サービス利用者を保護する仕組みや苦情対応などの取り組みを充実させる」が約2割で2位、3位回答となっており、質・量の充実が求められています。

生活困窮問題や支援制度についての考え方は、20歳代と75歳以上では「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」がやや高くなっています。「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」は、20歳代以外では概ね6割半ば以上と高くなっています。



- ・ サービス必要者を保護する仕組みや苦情対応などの取り組みを充実してほしい。
- ・ 生活保護は本当に困窮しているか身勝手による困窮かよく判断して欲しい。
- ・ サービスを充実させることも大切だが、サービスを受けずに暮らせるようにする対策の方に力を入れ、市民参加の人づくりの体制を研究してほしい。
- ・ 「成年後見制度」があることはわかっているが、この制度が周知されておらず、制度の普及がなされていない。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■サービスや制度を知る

福祉のサービスや、成年後見制度等の制度を知りましょう。

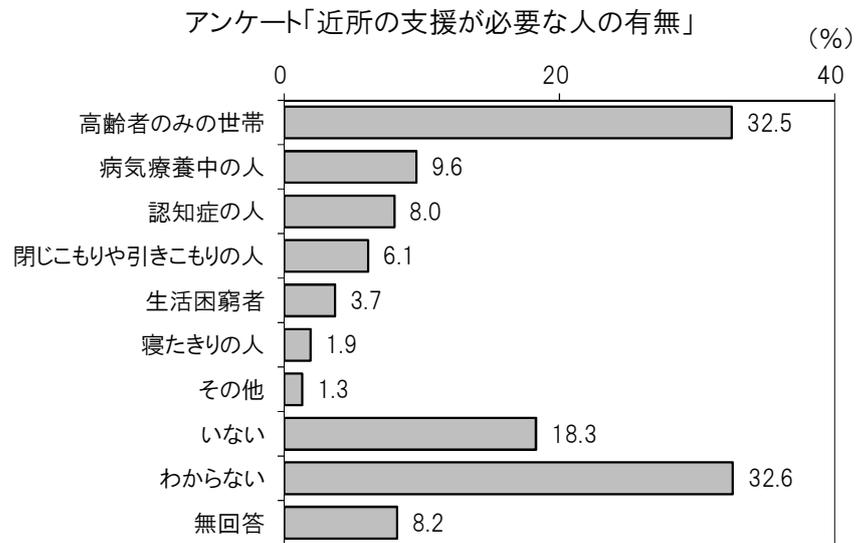
公助の取り組み

21	専門職向け研修会等の充実	各分野の福祉サービスに関わる専門職を対象とした研修等の参加を促進し、専門性の向上や提供するサービスの質の確保・向上を図ります。
22	生活保護世帯・生活困窮者世帯への支援の充実	ケースワーカーや自立相談支援員・就労支援員が相談に応じ、生活保護世帯や生活困窮世帯など、援護を要する世帯の社会的・経済的な自立更生を図るため、福祉・雇用部門の各関係機関が連携し支援を行います。
23	「日常生活自立支援事業」の支援	「日常生活自立支援事業」について、生活支援員、専門員と連携した支援を行います。
24	「成年後見制度」の利用の支援	「成年後見制度」の市民への周知をより一層図り、早い段階からの相談及び申し立て支援を行うとともに、本人に判断能力がなく親族がない場合、家庭裁判所への後見人の選任の申し立てを代行するなどの利用の支援を行います。 また、専門職後見人だけでなく市民後見人を中心とした支援体制を視野に入れ、支援体制を整備します。
25	高齢者への支援	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの提供を行います。
26	障害者への支援	障害者福祉計画に基づいて、障害福祉サービス等の提供を行います。
27	子ども・子育て家庭への支援	子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育サービスや子育て支援サービス等の提供を行います。

3 外出しやすい環境づくり

現状と課題

近所の支援が必要な人の有無として、「高齢者のみの世帯」は約3割と多い他、「病気療養中の人」、「認知症の人」、「閉じこもりや引きこもりの人」、「寝たきりの人」など、外出が困難と予測される人も2割半ばとなっているため、外出しやすい環境づくりが必要です。



- 交通手段が不便。どこに行くのも車が必要なため。
- のり愛くんは予約がとりにくく、利用が難しい。
- 近くに店舗等がなく、買い物をするのに不便である。交通手段のない高齢者などの買い物などのフォローが必要。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■ 買い物代行の仕組み

地域の中で、本人からの希望を聞き、買い物代行をする仕組みをつくりましょう。

公助の取り組み

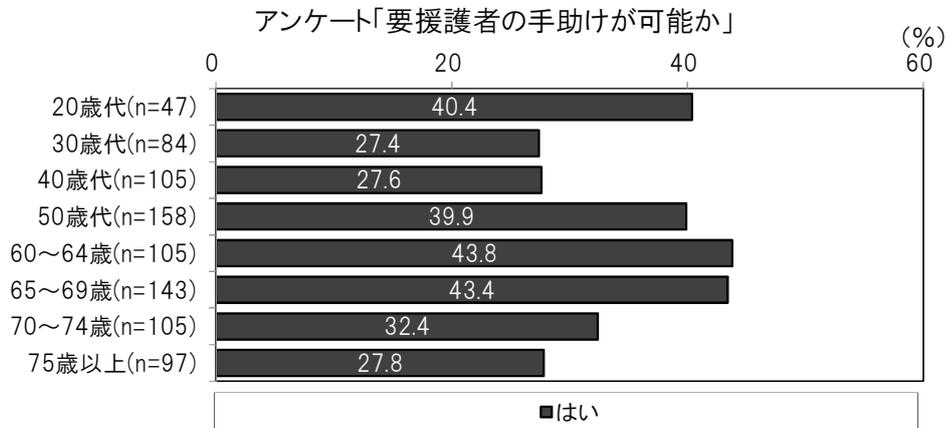
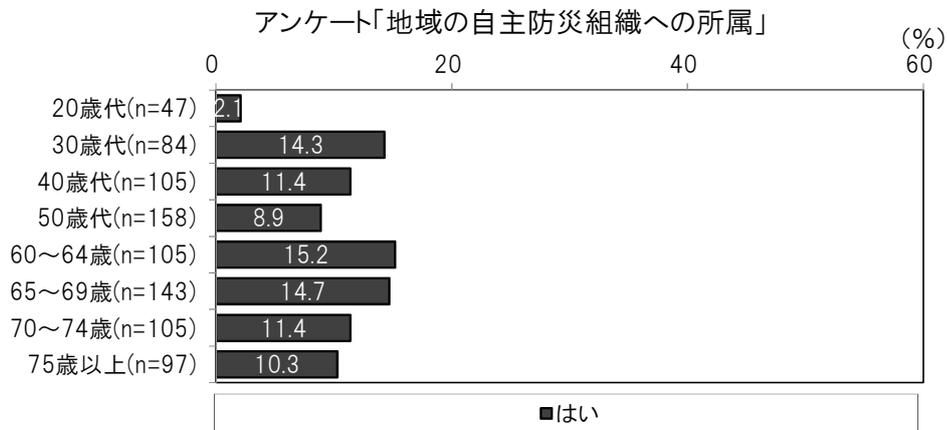
28	デマンドタクシーの運行	市民が気軽に外出できるようにし、社会参加の促進を図るため、身近な交通手段としてデマンドタクシー「のり愛くん」について、公共交通網全体の形成も踏まえ、運行方法の見直しを行っていきます。
29	放置自転車対策等の推進	放置自転車や看板等の不法な道路占拠がなくなり、誰もが通行しやすくなるよう、「市自転車等の放置防止条例」などに基づいて地域パトロールなどの団体・駅の管理者の協力のもと放置自転車の減少と看板等の撤去を進めます。
30	公共施設、道路等の整備の推進	障害のあるなしや年齢等にかかわらず誰もが安心して生活できるような環境を整えるため、「バリアフリー新法」、茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

4 防犯・防災体制の充実

現状と課題

地域の自主防災組織への所属は20歳代と50歳代では特に低く、その他の年代でも1割台となっています。

一方、要援護者の手助けが可能かについては、20歳代・50歳代・60歳代では概ね4割以上と高く、支援を必要とする人の情報を、支援を行える人と適切に共有し、災害等に備える体制の整備が必要です。



市民の声

- ・子どもの登下校や、独居老人や高齢者だけの世帯、認知症の人の生活が心配。一人暮らしの世帯が多い。
- ・近隣との特別な交流はある程度まででよいと思うが、あまり入り込まない程度での見守りが必要だと思う。
- ・防犯パトロールの巡回日程、情報が知りたい。
- ・自主防災組織をつくってほしい、話し合いの場をつくってほしい。
- ・災害時要援護者がどこにいるのかがわからない。情報の共有ができれば声かけもしやすくなる。

具体的な取り組み

自助・共助の取り組み

■ 支援を必要とする人の情報共有

地域において、一人暮らし高齢者など災害時に支援を必要とする人を把握し、災害時の支援が行えるようにしましょう。

公助の取り組み

31	地域の見守り活動の推進	各分野で見守りを行う団体同士が連携しやすい体制を整え、子どもや高齢者・障害者など支援を必要とする人の見守り活動を一層推進します。 また、個人情報に配慮した支援を要する方の情報の共有が行える仕組みを整備します。
32	地域における防犯意識の醸成	防犯連絡協議会・自警団の青色防犯パトロール車による防犯広報活動を推進するとともに、市内金融機関やスーパー等と連携した各種防犯キャンペーンを実施します。
33	自主防災組織の充実	災害時の避難体制の確立や防災訓練等を行う自主防災組織に対し、補助金の交付等を行い、活動の活性化を促進します。 また、まちづくり出前講座等を活用し、自主防災組織の役割や重要性について広く周知し、さらなる自主防災組織結成の推進を図ります。
34	災害ボランティアセンター機能の充実	災害発生時には、災害対策本部と連携し、市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を運営します。また、市災害対策本部がたたない小規模・小地域の災害においては、市社会福祉協議会のボランティアセンターにてボランティアニーズに対応し、ボランティアの受け入れ、活動の実施を進めます。
35	災害時要援護者支援制度の運用と充実	災害時に手助けが必要となる高齢者や障害者など要援護者の把握を行い、災害時要援護者名簿への登録を促進します。 また、福祉避難所の指定や市内の老人施設等と災害時における福祉的協力の協定を維持し、災害時要援護者が安心して避難生活を送れるような体制を整備します。

第5章 地区別の取り組みの方向性

本計画の策定にあたっては、地区懇談会を実施し、地域の資源や課題を洗い出し、解決方策の検討を行っていただきました。

第5章では、地区懇談会で取りまとめた各地区で地域の中で重点的に取り組む内容について、あくまで方向性という位置付けで取りまとめています。

第5章の見方

1 下館地区

A班

地域で取り組む重点プロジェクト案

福祉支援の和(輪)を広げよう	
課題	現在は、ネットワークがなく、横のつながりが不足している。各団体の悩みや目標を他団体と共有し、効率的な運用が必要。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の意見を他団体と共有し、課題解決を図る。また、各団体の意見をとりまとめる「総括」的団体の設立を目指す。 複数の核になる人、リーダーを育成する。 代表総会や代表者会議を行う。
関係者	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者クラブ、民生委員児童委員、婦人会、ボランティア団体、青年会議所、商工会議所、シルバー人材センターなどの地域の組織、団体（参加が難しい団体においては、委任状等で代理意見が埋もれないよう配慮） 市役所
期間	5年間

地区懇談会の各グループで出された重点的な取り組みを要約し、記載しています。

筑西市民はみな家族	
課題	災害時に支援が必要な要援護者の把握ができていない。地域に埋もれて生活している要援護者を、みんなで助けるシステムが必要。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 拠点の確保 住民意識の改革を行い、世代間を超えたつながりを持つことで地域の結束力を高める。地域一体となって、相互協力の基盤をつくる。(外国人含む) 相談会を開催する(毎月又は2ヶ月に1回程度)
関係者	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員児童委員、健康推進員、商工会議所、生産組合、地権者、法人会などの地域の機関や団体 市役所、保健師
期間	5年間

地区懇談会の発表内容を取りまとめ、検討の経緯を記載しています。

検討の経緯(発表内容より)

第1回と第2回で検討として、地域の交流の場は課題があるということや、分譲住宅が増えていく自治会ができていない所が多く、新しい人と既存の住民のふれあいの場がないということ、様々な団体で各自熱心に活動しているが横のつながりかまらせず、重複活動をしていたり達成度が分かんなくなったりということ、地域のリーダー育成についても、次を任せられる人がいない、どのように育成したらよいか分からないという意見も出ています。また、公的サービスでは普段の生活を充足するのが難しくなっているため、ボランティアなど地域の人でできることは何なのかということが出ていました。これらの方に対してどのように重点を置いて解決しなければならぬのかということで、以下の3点を重点としました。



「福祉支援の和(輪)を広げよう～団体の連携・ネットワークの構築～」というのが、福祉の核となる人、リーダーを養成し、ボランティアをつつり、各団体が集まる場をつくり、どの取り組みをどの団体がやっているかというのを常に共有できていけば、情報の共有化につながるのではないかと思います。

この中で、団体というのは、民生委員児童委員や高齢者クラブ、婦人会、各団体の持ち回りでも良いと思いますが、情報の共有化が図れば福祉支援の輪が広がれると思います。

「筑西市民はみな家族 ～地域活動の活性化～」については、外国人や各世代が共通して集まれる場をつくったり、お互いの悩みを相談してサポートできるシステムを作っていくというのではないかと思います。

関わる人としては、自治会、民生委員児童委員、地権者、商工会議所、生産組合これは、生活全般だけではなく、商売をやっている人も絡んでもよいと思っています。地域の中で、福祉だけではなく、経済的なことや、仕事などの悩みも解決できる場となると思います。

「みんなが考えるまちづくり」については、目安案を諮問したり、継続的にやっていくためには条例が制定できる様に、市議会議員にも協力してもらい明確化ができればということです。その中では、個人情報保護法や、ボランティア保険などで障害賠償問題につながる条例を作っていければ、もっと安心して活動できるまちになるのではないかと思います。

期間は5年間で、第4次計画に発展できるように考えています。

1 下館地区

A班

■ 地域で取り組む重点プロジェクト案

福祉支援の和(輪)を広げよう

課 題	現在は、ネットワークがなく、横のつながりが不足している 各団体の悩みや目標を他団体と共有し、効率的な運用が必要
内 容	・各団体の意見を他団体と共有し、課題解決を図る。また、各団体の意見を取りまとめる「総括」的団体の設立を目指す ・複数の核になる人、リーダーを育成する ・代表総会や代表者会議を行う
関係者	・高齢者クラブ、民生委員児童委員、女性会、ボランティア団体、青年会議所、商工会議所、シルバー人材センターなどの地域の組織、団体（参加が難しい団体においては、委任状等で代理意見が埋もれないよう配慮） ・市役所
期 間	5年間

筑西市民はみな家族

課 題	災害時等に支援が必要な要援護者の把握ができていない 地域に埋もれて生活している要援護者を、みんなで助けるシステムが必要
内 容	・拠点の確保 ・住民意識の改革を行い、世代間を超えたつながりを持つことで地域の結束力を高める。地域一体となって、相互協力の基盤をつくる（外国人含む） ・相談会を開催する（毎月または2ヶ月に1回程度）
関係者	・自治会、民生委員児童委員、健康推進員、商工会議所、生産組合、地権者、法人会などの地域の機関や団体 ・市役所、保健師
期 間	5年間

■ 検討の経緯(発表内容より)

第1回と第2回で出た課題としては、地域の交流の場に課題があるということや、分譲住宅が増えているが自治会ができていない所が多く、新しい人と既存の住民のふれあいの場がないということ、様々な団体ですごく熱心に活動しているが横のつながりができておらず、重複活動をしていたり達成度がわからなかったりわからなかったりということ、地域のリーダー育成についても、次を任せられる人がいない、どのように育成したらよいかわからないという意見も出ています。また、公的サービスでは普段の生活を充足するのが難しくなっているため、ボランティアなど地域の人でできることは何なのかということが出ていました。



これらの方に対してどのように重点を置いて解決しなければならないのかということで、以下の3点を重点としました。

「福祉支援の和(輪)を広げよう～団体の連携・ネットワークの構築～」というのが、複数の核となる人、リーダーを養成し、ボランティアをつのり、各団体が集まる場をつくり、どの取り組みをどの団体がやっているかというのを常に共有できていれば、情報の共有化につながるのではないかと思います。

「福祉支援の和(輪)を広げよう～団体の連携・ネットワークの構築～」というのが、複数の核となる人、リーダーを養成し、ボランティアをつのり、各団体が集まる場をつくり、どの取り組みをどの団体がやっているかというのを常に共有できていれば、情報の共有化につながるのではないかと思います。

この中で、団体というのは、民生委員児童委員や高齢者クラブ、女性会、各団体の持ち回りでもよいと思いますが、情報の共有化が図れれば福祉支援の輪が広げられると思います。

「筑西市民はみな家族 ～地域活動の活性化～」については、外国人や各世代が共通して集まれる場をつくったり、お互いの悩みを相談してサポートできるシステムをつくっていったらよいのではないかと思います。

関わる人としては、自治会、民生委員児童委員、地権者、商工会議所、生産組合これは、生活全般だけではなく、商売をやっている人も絡んでもよいと思っています。地域の中で、福祉だけではなく、経済的なことや、仕事などの悩みも解決できる場となるとと思います。

「みんなが考えるまちづくり」については、目安箱を設置したり、継続的にやっていくためには条例が制定できる様に、市議会議員にも協力してもらい制度化ができればということです。その中では、個人情報保護法や、ボランティア保険などで損害賠償回避につながる条例をつくっていければ、もっと安心して活動できるまちになるのではないかと思います。

期間は5年間で、第4次計画に発展できるようにと考えています。

B班

■ 地域で取り組む重点プロジェクト案

要援助者の情報の共有

課 題	災害時要援護者がどこにいるのかわからない 災害時の支援を行う協力者がいない
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 名簿の作成 問題点である個人情報については、世帯や個人へ了解を得、公にしないようにする ■ 巡回者の指定 平時は民生委員児童委員さんが巡回し、非常時は自治協力員さんの協力を得る ■ 防災組織をつくる
関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員（常時）と、民生委員児童委員の補助者が必要 ・ 自治協力員（非常時） ・ 社会福祉課
期 間	2年

地域による高齢者への見守り

課 題	独居高齢者が閉じこもりがち 独居高齢者や高齢者のみ世帯の支援が必要
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居世帯や高齢者世帯への見守りを行う ・ ゴミ出しや電球交換等のボランティアを行う
関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体 ・ 民生委員児童委員 ・ 取りまとめ市社会福祉協議会
期 間	3年

■ 検討の経緯(発表内容より)

下館 B 班はフセンがたくさんありますが、課題もたくさん出てきました。地域福祉の交流については、アパート入居者と元々住んでいる人のコミュニケーションが取りづらいということ、認知症の方への理解が深まるとよいということ、自治会等の地域活動の課題として、各地区の高齢者クラブの加入者が少ないこと、民生委員児童委員を住民が知らないということ、ボランティア活動については、担い手不足であるということ、防犯・防災については、災害時避難が難しい独居老人についての情報が共有できていないこと、また、助けに行く人が決まっていないこと、外出については、車が運転できない高齢者が外出する際に福祉バスのようなものがあるとよいという意見が出ました。



問題が出た中で、第3回の中で、重点的に話し合ったのは、以下の2つになります。

「要援助者の情報の共有」については、地震があったり、火災があったりした時に、高齢者の方がどこにいて、誰が助けに行くのかというのを考えました。

まず、どこにいてというのは、名簿の作成が出ましたが、民生委員児童委員が独居高齢者の家を回っているので、そういった名簿を活用したり、足りないものは高齢福祉課や社会福祉課に協力してもらい、名簿を完成させて活用してはという話になりました。そういった際の巡回者は、通常時は民生委員児童委員ですが、非常時には難しいと思うため、民生委員児童委員の補助をしてくれる方を選定すべきでは、または自治協力員に協力してもらい、災害時に避難の手伝いができればと思います。

そのほか、防災組織をつくるという案も出ており、一人ひとりに合わせた救助は難しいため、災害時に合わせた組織をつくってはどうかという話が出ました。

「地域による高齢者への見守り」については、独居世帯、高齢者世帯のゴミ出しや電球交換など家庭の手の届かないところをどうやって援助するかというところです。介護保険の訪問介護などのサービスを使える方は活用していただければよいのですが、中には介護認定を持っていなくてもできない方がいらっしゃると思うので、そういったところをボランティア団体にやっていただけたらよいと思います。

ただ、ボランティア団体といっても常時やってくれる方を見つけるのは大変なので、団体の取りまとめは市社会福祉協議会に協力していただいたり、ちょっとしたことであれば民生委員児童委員に協力してもらえればという解決策を考えました。

それぞれ期間は2年ないし3年は必要ではないかと考えています。

2 関城地区

■ 地域で取り組む重点プロジェクト案

地域の連携

課 題	地域福祉の意識が薄く、地域の活動に参加しない人が多い ボランティアや地域の団体同士の連携ができていない
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域（地区）の連絡協議会の実施・ 協議会設立準備会の実施・ 関係団体の抽出・ 高齢者クラブや自治会等地域組織への加入促進・ 関係者の連携
関係者	<ul style="list-style-type: none">・ ボランティア団体・ 民生委員児童委員・ 市社会福祉協議会
期 間	継続

安全・安心なまちづくり

課 題	災害時要援護者の情報の共有について障害が多い 児童の登下校等の見守りが必要
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 民生委員児童委員・自治会自主防災組織等の中で、要援護者の情報共有を進める・ 個人情報保護のため、共有が進まないが、災害時は開示できる・ 児童の登下校時の地域住民による自発的な見守り・ 安心な遊び場の選定
関係者	<ul style="list-style-type: none">・ 自治会・ 民生委員児童委員・ 消防・ 市社会福祉協議会
期 間	継続

■ 検討の経緯(発表内容より)

1回目2回目では9項目の課題が挙がり、その中から3回目で以下の2つに絞りました。

「地域の連携」の内容については、地区連絡協議会の実施や協議会設立準備会、関係団体の抽出などは継続審議としました。

関城地区は自治会が76で最も少なく、もっとボランティア団体等を増やした方がよいと思っています。いずれにしても、ボランティア団体や市社会福祉協議会、民生委員児童委員さんとの連携が欠かせない、特に少子高齢化の時代ではどうしようもないかなと思います。

自治会の加入促進については、自治会の加入率は88.1%になっていますが、90%を目標としてやっていきたいと思っています。高齢者の方が結構いるので、会費免除などでのぞいていけば達成率は上がりますが、この人たちをどうフォローするか、いろいろ考えるところです。

次に、リサイクル収集の方法については、危険物収集が第1木曜の1回だけで、リサイクルも月1回だけです。若い人たちは共働きの人が多く、危険物収集の時に、缶もビンも蛍光灯もすべて一緒に入っており、お金が眠っているようなものです。そのため、意識付けを広報や回覧で行っていかうというものです。

続きまして、「安全・安心なまちづくり」についてです。情報の共有については障害が多いということで、自治会や社会福祉課、民生委員の交流がないというようなところです。残念ながら、自治会長は80%くらいが単年度勝負となります。民生委員児童委員は3年なので、立場が逆転してしまい、いろいろな情報が自治会に流れて来ないという現状となっています。この辺は、自治会と民生委員児童委員の交流会を来年度には企画しようかなと思っています。

個人情報もそういう形です。どこに手足の不自由な高齢者の方がいるのかというのは自治会もわかりますし、民生委員に情報を伝えても、自治会長は変わってしまうのでそれ以降はわからなくなってしまいます。このあたりは、地域と市役所とで話し合いをして、単年度の自治会長は無しにして、最低でも2年、4年やっていただける形でやりたいと思います。

児童の登下校の地域住民による自発的な見守りは、今でもお母さんたちが熱心にやっています。行政にお願いしたいのは、草刈りの予算を付けてくれるのですが、今の時期にやっても既に種が落ちていて来年度また芽生えてしまうので、その前にやって欲しいと思っています。

要援助者の情報の共有については、10名ずつ年10回食事を共にしている人がおり、食事会の中で悩み事も聞いています。



3 明野地区

地域で取り組む重点プロジェクト案

地域の美化活動

課 題	地区内の道路脇等への不法投棄が多い 地域が荒れていると防犯上もよくない
内 容	・自治会長がリーダーシップを発揮し、各地区内を整理整頓 ・清掃、草刈り等により、歩道の確保 ・各自の整理に追加し、共有部分の整理
関係者	・各自治会 ・市の指導で各地区が実施
期 間	1年

高齢者への買い物支援

課 題	交通手段のない高齢者が買い物に困っている 事故があった際の対応が困るため、一緒に運転していくことはできない
内 容	・本人からの希望を聞き、買い物代行をする ・自治会ごとに本人の要望を聞き、食物等の購入ができるような仕組みを検討する
関係者	・自治会で対応者を決定する
期 間	1年

■ 検討の経緯(発表内容より)

1回と2回と、各メンバーで日頃の課題を出してもらいました。あいさつをすれば自分も相手も気持ちがよく相乗効果があるため、自分から積極的にあいさつをする生活習慣を身につけたらよいと思います。また、地域福祉への現役世代の参加が重要ですが、若い人と高齢者のギャップ、考え方や価値観があるので、一緒に話し合いをすることが重要です。さらに、一人暮らしの高齢者も知人などとの連携が重要ということですが、これはプライバシーの問題が絡み、



家族間の問題に深入りもできないため、依頼をされればできますが、難しいと思っています。

このように様々な課題が出ましたが、3つのテーマを決めるにあたって、達成可能なテーマにしようということにしました。地域の美化活動も地域のみんなで協力してきれいにしていこう、高齢者の買い物支援も、個人で背負うのではなく組合ごとに順番を決めてフォローしよう、防犯灯をきちっとつけて地区の中で明るい状態で生活しようというのがテーマです。

「地域の美化活動」については、環境の整備や改善というのが、子どもの交通安全や防犯にも役立つのではないかとということです。各自木を切ったりということ以外に、共有部分はゴミがあったり木が切られていないので、そういったことをしっかりやって行こうということです。やはり、生活環境がよくなれば自分の生活もよくなるし、気持ちのよい事なので、みんなで楽しく生活ができるということを入れました。

「高齢者への買い物支援」については、地域で車に乗れない高齢者がいるので、高齢者の買い物支援を挙げました。一つ問題になったのは、高齢者にどこか行ってほしいと頼まれて、親切心で乗せていくと、事故があった時に困ります。そのため、買い物支援は、一緒に行かずに、要望を聞き取って、各地区の組合ごとに交代で支援したらよいのではないかと考えています。これは、地区の自治会長を中心に、班ごとに決めていかないといけないと思います。高齢者の方も好きなものを買ってきてもらえると助かると思います。

「防犯灯で安全に」については、自治会長が言うには、防犯灯を設置してほしいというが、市の方も予算が限られているため、1年に1個しか配当がないので暗いところもつけられないということです。事故が起きたり犯罪が起きてからでは遅いので、防犯灯の設置はぜひとも改善してもらいたいです。明野は田舎なので木が生い茂っていて真っ暗闇の所が多いです。せめて何メートルかおきに防犯灯を付けてもらえたら、非常に明るくなって交通安全にも防犯にもよいと思います。

4 協和地区

■ 地域で取り組む重点プロジェクト案

地域団体活動の推進

課 題	地域で活動する団体同士で細かな情報の共有がされていない 活動団体間の連携を強化し、内容の濃い支援が行えるようにすることが必要
内 容	<ul style="list-style-type: none">・活動の孤立化を防ぐために、会合する場所や機会を設ける・活動員・参加者の協力をあおぐ・交通手段が必要（高齢者が参加するために）・活動内容の明確化
関係者	<ul style="list-style-type: none">・団体の表面化
期 間	<ul style="list-style-type: none">・連携は短期的に行う・団体の集約は長期的に行う

■ 検討の経緯(発表内容より)

第一に課題として地域として合併前は大きな行事で町民レクリエーションがあり、小学生から 70 歳代までの運動会で、交流の場として良かったが、合併後にできなくなっており交流の場を大切にするというのが課題の一つです。自治会にお願いしたりしてきましたが、腰が重く、予算がないと何もできないということで低迷しています。



また、お年寄りの所を回って歩くと高齢者の方にやってあげたいことがあって、それを周りの人に言ったら、それは既に前からやっていると言われてしまい、そういった細かい情報の共有ができていないと感じました。各団体同士の連携というのが全くないとはいえないですが、連携が足りないと感じています。活動内容もいろいろやっているが、大きな活動は見えますが、小さい活動程大切なものはない、小さいものが集まって大きくなっているのので、その小さいものをつぶしては地域の活性は難しいと思います。例えば、先日健康祭りをやりましたが、ちょうど県西地区のイベントと重なり、参加者がわかれてしまい、せっかくやっても来てくれるかどうかという心配もあり、上の人のお互いの情報交換があれば重ならずできたと思いました。

そのほか、先日、配食サービスについても、広報紙に出すだけではなく、行政から該当する人に直接案内をするやり方も必要ではないでしょうか。実際広報紙に載せているのがありますが、年齢も上がってきているので、特に災害に関してはどんなふうこれからやっていかないといけないのかということも簡単に載せられて終わりでは困ります。広報紙も大事ですが、本当に重要なことは対象者に直接伝えるようなことも重要だと思います。

このような課題を検討した中で、協和地区では、「地域団体の活動の推進」ということを重点として挙げました。

それには、色々な行事、団体の活動が見えていない面もあるため、活動内容の表面化ができたと思います。また、各団体の方が集まる場所、トップが集まり年間行事の調整などができるとよいと思います。それによっていい面も悪い面もあると思いますが、助成金の問題など難しいと思いますが、団体数を少し絞って集約すれば、内容の濃い活動ができるのではないかと思います。

団体の表面化と打ち合わせをして、よりよい活動ができるようにやってもらいたいと思っています。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進体制

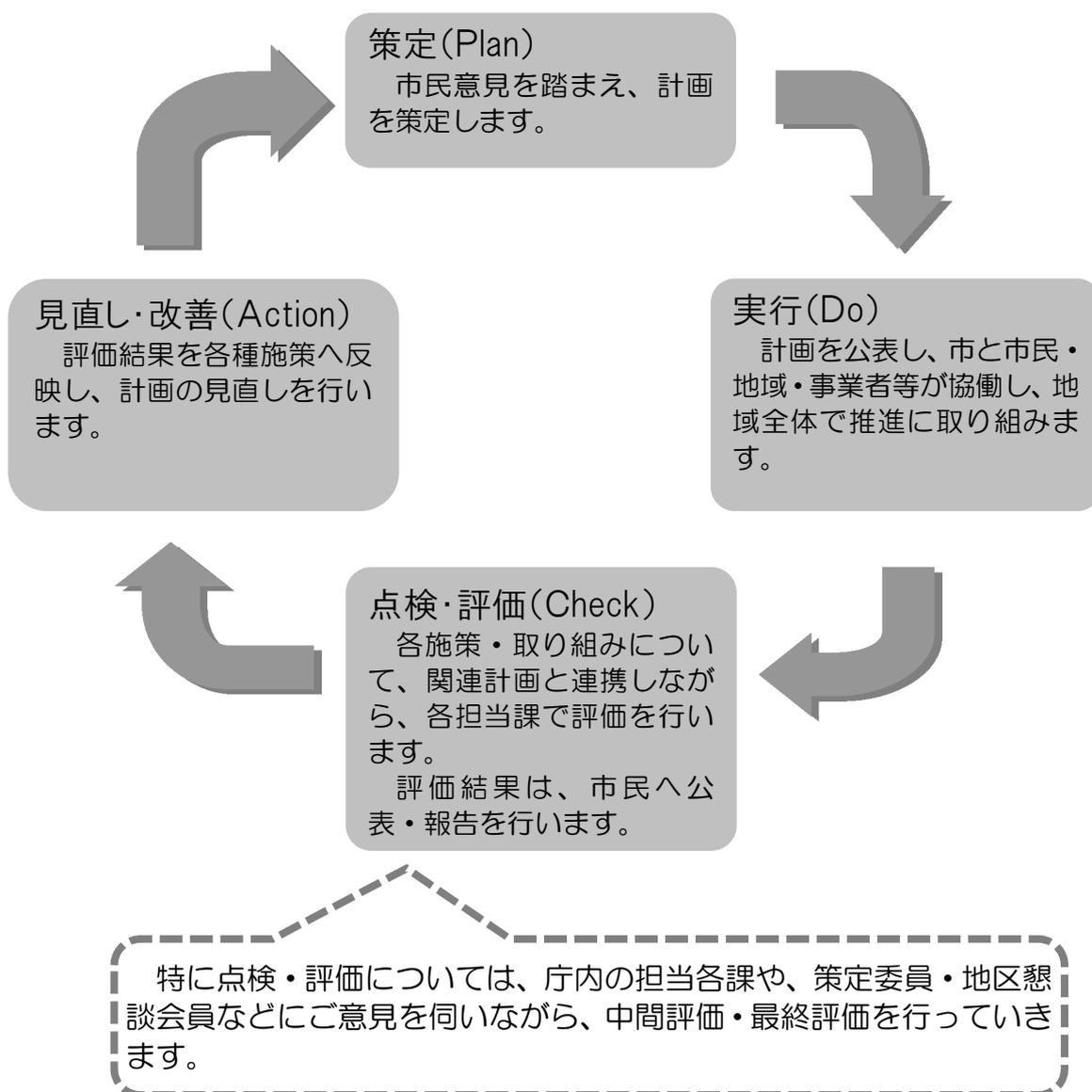
筑西市の地域福祉を進めていくためには、市民・地域・事業者・市がそれぞれの分野で主体的・積極的に役割を果たし、地域全体が力を合わせて“協働”による取り組みを行っていくことが必要です。

市民の役割	市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深めるとともに、自らも地域を構成する一員であることを認識し、可能な範囲で支え合いの活動を行うことが大切です。
地域の役割	地域で何ができるのかを考え、支え合い助け合いながらボランティア団体やNPO等の一員として、地域福祉を実現していくことが期待されます。 また、自治会や、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO団体などの各種団体が連携し、地域全体で地域の問題に積極的に対応していくことが重要になります。
事業者の役割	福祉サービスの提供者として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重してサービスの質の確保・向上に努めていくことが求められます。 特に、市社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉の推進を図る中心的な団体として明確に位置付けられており、本計画の内容を実現・推進するため、地域活動への幅広い市民参加をはじめとした大きな役割を担うことが期待されます。
市の役割	市は、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。 市民、地域、事業者の地域福祉に関する活動についてその自発性・自主性を尊重するとともに、市民が主体的・積極的に地域活動に参加できるよう、庁内の関係する課が連携し、必要な支援を実施します。

第2節 計画の進行管理体制

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、適切に進行管理を行う体制が必要です。そのため、進行管理は、「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

特に、各施策については関連計画と連携しながら、各担当課における評価を行い、各年度の施策や、次期計画へ反映していきます。



また、各施策に対する指標を下記の通り設定し、計画最終年度における評価を行います。

	指標	現状	目標
基本目標1 福祉意識を醸成する仕組みづくり			
1	ボランティアサークル・支部社協協力による学校福祉体験学習	計 31 回	計 34 回
	地域福祉啓発講演会(7 地区)	未実施	各1回
2	自治会への加入状況	85%	90%※
	認可地縁団体数	70 団体	100 団体※
基本目標2 地域活動を促進する体制づくり			
1	地域活動への参加の割合	71.5%	75%※
2	ボランティア活動保険加入者数	1,884 人	2,000 人※
	市社会福祉協議会ボランティアサークル活動費助成団体	29 団体	31 団体
	市民活動登録団体数	97 団体	110 団体※
3	自治会・民生委員児童委員連携のための会議開催数	未実施	1回
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり			
1	心配ごと相談員研修(年6回) 出席延べ人数	42 人	48 人
2	在宅福祉サービスセンター協力会員と利用会員数	175 人	180 人
	権利擁護関連講座 市社会福祉協議会職員派遣回数	5 回	6 回
3	公共交通(鉄道、バス、デマンドタクシー)の1日平均利用者数	7,921 人	8,500 人※
4	自主防災組織数	89 組織	444 組織※
	自警団結成数	17 団体	20 団体※

現状の「未実施」は今後本計画において新規で実施予定の項目
 目標の※は総合計画における目標値

資料編

1. 策定委員会設置規則及び委員名簿

(1) 筑西市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、筑西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(2)策定委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名
1	学識経験者	筑西市議会福祉文教委員会	増 淵 慎 治
2	〃	筑西市議会福祉文教委員会	保 坂 直 樹
3	保健、医療、福祉関係者	筑西市社会福祉協議会	田 中 秀 樹
4	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会	遊 佐 行 弘
5	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会	杉 木 延 行
6	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会	渡 邊 孝 之
7	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会	飯 島 希 彦
8	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会	吉 原 英 夫
9	〃	介護老人保健施設「ごぎょうの里」	宮 田 澄 子
10	関係市民団体等の関係者	筑西市自治会連合会	袖 山 信 勝
11	〃	筑西市地域女性団体連絡会	野 澤 和 子
12	〃	筑西市保育研究会	谷 島 佳 子
13	〃	筑西市関城身体障害者福祉協議会	赤 荻 敏 雄
14	〃	筑西市高齢者クラブ連合会	石 島 存
15	〃	筑西市介護支援専門員連絡協議会	高 橋 京 子
16	〃	筑西市ボランティア連絡会	小松崎 登美子
17	〃	筑西市ボランティア連絡会	柴 光 子
18	〃	筑西市ボランティア連絡会	武 井 美代子
19	〃	筑西市ボランティア連絡会	深 見 美 代
20	〃	(公社)下館青年会議所	永 島 直 樹
21	〃	NPO法人筑西ファミリーサポートセンターまんま	箱 守 まり子
22	〃	筑西市健康推進員連絡協議会	水 越 輝 雄
23	〃	筑西市健康推進員連絡協議会	中 川 郁 夫
24	〃	筑西市健康推進員連絡協議会	水 柿 啓 子
25	〃	筑西市健康推進員連絡協議会	中 島 和 子
	事務局	保健福祉部	神 原 光 司
	〃	保健福祉部	鈴 木 澄 江
	〃	社会福祉課	山 口 信 幸
	〃	社会福祉課	野 村 武
	〃	社会福祉課	石 井 有 理
	〃	社会福祉課	齋 藤 由美子

(順不同、敬称略)

(3)ワーキングチーム名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	保健福祉部健康づくり課	鷹 取 由美子	
2	保健福祉部こども課	瀬 端 洋 子	
3	保健福祉部障がい福祉課	赤 城 俊 子	
4	保健福祉部高齢福祉課	鈴 木 操	
5	保健福祉部地域包括支援センター	長 塚 美恵子	
6	保健福祉部介護保険課	廣 沢 健 之	
7	保健福祉部人権推進課	日 向 繁 樹	
8	総務部関城支所	中 島 純	
9	総務部明野支所	小 嶋 かね子	
10	総務部協和支所	英 彰 子	
11	筑西市社会福祉協議会	上 野 昌 彦	

	保健福祉部社会福祉課	山 口 信 幸	事務局
	保健福祉部社会福祉課	野 村 武	"
	保健福祉部社会福祉課	石 井 有 理	"
	保健福祉部社会福祉課	齋 藤 由美子	"

(順不同、敬称略)

2. 策定経過

年月日		内容	
平成 28 年	7月1日～15日	市民意識調査	2,000件配布、864件回収（回収率43.2%）
	7月27日	第1回 策定委員会	○地域福祉計画について ○策定フロー図について ○策定スケジュールについて ○市民アンケート調査について ○ワークショップについて
	7月8日～29日	庁内関係各課調査	現行計画の課題と次期計画の方向性について
	8月10日	第1回 庁内ワーキングチーム会議	○地域福祉計画について ○策定フロー図について ○策定スケジュールについて ○市民アンケート調査について ○ワークショップについて
	8月24日	第1回地区懇談会（ワーク ショップ）	現行計画の評価・課題の抽出
	9月14日	第2回地区懇談会（ワーク ショップ）	課題のまとめと、課題に対するアイデア出し
	9月21日	第2回 庁内ワーキングチーム会議	○市民アンケートの結果について ○地域福祉計画庁内評価について ○地域福祉計画骨子案について
	10月11日	第2回 策定委員会	○市民アンケートの結果について ○地域福祉計画庁内評価について ○地域福祉計画骨子案について
	10月12日	第3回地区懇談会（ワーク ショップ）	重点プロジェクトの検討
	11月9日	第4回地区懇談会（ワーク ショップ）	取りまとめと発表
	11月30日	第3回 庁内ワーキングチーム会議	○地域福祉計画策定に係る意見等について ○ワークショップの開催結果について ○第3次地域福祉計画（素案）について
	12月20日	第3回 策定委員会	○地域福祉計画策定に係る意見等について ○ワークショップの開催結果について ○第3次地域福祉計画（素案）について
	平成 29 年	12月26日～ 1月25日	パブリックコメント
2月2日		第4回 庁内ワーキングチーム会議	○地域福祉計画策定に係る意見等について ○第3次地域福祉計画（案）の最終確認につ いて
2月9日		第4回 策定委員会	○地域福祉計画策定に係る意見等について ○第3次地域福祉計画（案）の最終確認につ いて

3. 地区懇談会名簿

■地区懇談会名簿

No.	氏名	所属	地区割
1	堀江 光一	民生委員児童委員協議会(下館東部)	下館A
2	増淵 潤	民生委員児童委員協議会(下館南部)	
3	海老澤 三枝子	地域女性団体連絡会	
4	峯島 康子	筑西市保育研究会	
5	石島 存	筑西市高齢者クラブ連合会	
6	田辺 陽子	筑西市介護支援専門員連絡協議会	
7	小松崎 登美子	下館地域在宅介護を支える会	
8	羽田 竜也	(公社)下館青年会議所	
9	水越 輝雄	筑西市健康推進員連絡協議会	
10	赤城 俊子	ワーキングチーム	
11	稲見 隆司	民生委員児童委員協議会(下館西部)	下館B
12	石塚 好利	民生委員児童委員協議会(下館北部)	
13	松崎 清	筑西市自治会連合会	
14	石嶋 敬子	地域女性団体連絡会	
15	栗原 ひろ子	筑西市保育研究会	
16	羽田 登	筑西市高齢者クラブ連合会	
17	高橋 京子	筑西市介護支援専門員連絡協議会	
18	小島 安江	下館地域在宅介護を支える会	
19	廣沢 健之	ワーキングチーム	
20	勝沼 健二	民生委員児童委員協議会(関城地区)	関城
21	大城 友子	民生委員児童委員協議会(関城地区)	
22	為我井 茂	筑西市自治会連合会	
23	赤荻 敏雄	筑西市関城身体障害者福祉協議会	
24	小貫 金次	筑西市関城身体障害者福祉協議会	
25	柴 光子	黒子地区ボランティア	
26	小川 勝子	関本地区ボランティア	
27	初沢 とし子	NPO法人筑西ファミリーサポートセンターまんま	
28	中川 郁夫	筑西市健康推進員連絡協議会	
29	中島 純	ワーキングチーム	
30	鈴木 正志	民生委員児童委員協議会(明野地区)	明野
31	飯嶋 育男	民生委員児童委員協議会(明野地区)	
32	中島 悌次	筑西市自治会連合会	
33	鈴木 智江子	地域女性団体連絡会	
34	星野 治子	明野ボランティア推進協議会	
35	大木 君子	明野ボランティア推進協議会	
36	島田 タカ子	筑西市健康推進員連絡協議会	
37	小嶋 かね子	ワーキングチーム	
38	松原 謙一	民生委員児童委員協議会(協和地区)	協和
39	柳田 功	民生委員児童委員協議会(協和地区)	
40	国府田 秀夫	筑西市自治会連合会	
41	飯村 とし子	地域女性団体連絡会	
42	深見 美代	協和ふれあいサークル虹の会	
43	中島 順子	協和ふれあいサークル虹の会	
44	中島 和子	筑西市健康推進員連絡協議会	
45	英 彰子	ワーキングチーム	

4. 地区懇談会意見

下館地区A

第1回・第2回結果(課題のうちななめ文字は第1回結果)

項目	課題	解決のアイデア		
		アイデア(共助)	アイデア(公助)	
地域福祉の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の悩み、相談場所の設置、広報(出てこられない方への対応) ・筑西市自治協力員制度(と自治会長、評議員、役員)があるが、民生委員児童委員の情報共有が必要(個人情報の件) ・筑西市健康推進員協議会の推進員は自治会からの協力をお願いしている(治療より予防) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館単位や集落センター単位で行いたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通学路再徹底 ・地域防災リーダーの周知徹底 ・市(行政)各部署の情報共有と各団体への情報解禁 	
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代の地域への参加(きっかけづくり) ・すべての住民が気軽に集える場 ・助けられる側助けてあげられる側相方の交流 ・助け合いの情報を得られる場 ・筑西市の地区ごとの課題と達成度に違いがある。お互いの取り組みの連携の場を進めていくことが必要 ・外国人との上手な関わり方や交流場所 			
自治会等の地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・新自治会設立など、市役所で指導・協力してほしい ・気軽に集まれるスペースがない ・地域のリーダー育成 ・婦人会や高齢者クラブは育成の機会があると思うが、若年のリーダー育成の場が少ない ・人のために動く人 ・地域のために動く人 		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の加盟率を高める 	
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の情報を発信しているが、参加者の増加につなごうににくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で、誰もが可能な範囲で参加できるようなグループや団体の育成 ・地域でまだ足りない項目に関して民生委員を知らせる通知が必要。当地区では、公民館が主体となり年数回、全戸に担当者を周知している。 ・環境を考える会(エコ活動)ゴミの分別出し、リサイクル運動、地域の清掃活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と福祉事業所との交流会(ケアマネジャー等) ・養蚕地区で実施している環境を考える会を参考に全地域で展開 ・高齢者クラブ、民生委員、青年会議所、婦人会等、関係団体の連携(会議)意見交換をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア可能な人を募る→各自治会への対応を可能にする ・定例会開催に向けてのバックアップ支援 ・必要最低限での関係者への情報開示 ・関係団体の集まる場を提供。各団体の課題を吸い上げ、制度的解決が可能なか検討、報告
地域の団体同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・横のつながり(ネットワーク)不足 			

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
福祉サービスの量・質	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスが周知されていない 増加傾向にある日中独居の高齢者に対しての地域の協調 買い物に行けない人（魚屋や八百屋など） 気軽に頼めるサービス（電球の交換） 介護認定が厳しくなる中、フォーマルなサービスだけでは不十分。どのようにボランティア等インフォーマルなサービスを周知していくか 行政相談員の育成が必要 夜間、休日、緊急時の受け入れ病院が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の請求（署名集め） 	<ul style="list-style-type: none"> 危険家屋の対策 条例化
相談・情報	<ul style="list-style-type: none"> 相談場所を知らない人が多い 情報の発信方法 成年後見や虐待防止などの法的権利擁護の相談場所 市の行政（助成制度）サービス内容の周知徹底 行政の情報をどこまで各団体に開示していくべきか。方法や手段の明確化（指針）が必要。条例化 		
地域のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> リーダーの育成 地域福祉リーダーの養成 福祉人材の養成 登下校時の安全な通学路の再確認 交通弱者（特に幼児や高齢者）に対しての安全指導 空き家（不法家屋）の防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> 集まれるスペースを確保して、自治会から運営費をもらう。その上で10名程度のボランティアを募り、出られる人がお茶を飲みながら、年代を問わず出入りできるようにする 同年代や同じ趣味を持つ人たちの小さなグループができれば、全体の行事に参加しやすくなるのではないか 警察、自治会で過去の状況の洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報等で住民に周知（子ども…行かさない、大人…見守り）
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する防犯・防災の対応者間のネットワーク不足 要援護者の把握（高齢者、障がい者） 安全に児童が過ごすことのできる場所の提供 自主防災組織（組織をつくってほしい、話し合いの場をつくってほしい） 災害時や防犯マップの作成、開示 自主防災組織 ハザードマップの周知 防災時のリーダーを地域住民に周知していただく 災害時要援護対象者の近隣住民の協力 		<ul style="list-style-type: none"> 危険が予測される道路の確認 災害時要援護者の把握
外出	<ul style="list-style-type: none"> のり愛くんの利用が難しい（予約がとりにくい、使い勝手が悪い） サロンが少ない（送迎付き） 		

第3回結果

タイトル	内容	団体や機関	期間
福祉支援の和(輪)を広げよう ～団体の連携・ネットワークの構築～	(課題)各団体の悩みや目標を他団体と共有し、効率的な運用を図る 【各団体との連携】 ・各団体の意見を他団体と共有し、課題解決を図る。又、各団体の意見を取りまとめる「総括」的団体の設立を目指す(重要内容) ・複数の核になる人の育成 ・リーダーの育成 ・ボランティアを募る(行政) →希望があった方の住所を自治会長へ	・高齢者クラブ(長) ・民生委員(児童委員)(長) ・婦人会(長) ・青年会議所 ・商工会議所 ・市役所(担当部署) ・シルバー人材センター(代表) ・ボランティア団体(長) ・参加が難しい団体においては、委任状等で代理意見が埋もれないよう配慮 ・総括団体→自治会 or 公民館・事務局中心 ・各代表総会 ・代表者会議	5年間
筑西市民はみな家族 ～地域活動の活性化～	(課題)地域に埋もれて生活している「要援護者」をみんなで助けるシステムをつくる(社会的弱者を支え合い) 【交流できる場・拠点の確保】 ・拠点の確保 ・住民意識の改革 ・外国人の居住状況調査 ・相談会を開催(毎月又は2ヶ月に1回) ・世代間を超えたつながりを持つことで地域の結束力を高める。地域一体となって、相互協力の基盤をつくる ・各世代が交流しやすくなることで、次世代のリーダー育成にもつながる ・外国人の方にも気軽に交流できる場をつくり、相互理解・国際社会に向けての地盤をつくる	・通訳者(外国人との交流) ・(手話等)ろうあ者 ・自治会 ・生産組合 ・民生委員児童委員 ・地権者 ・商工会議所 ・法人会 ・行政→各自治会 ・市役所 ・健康推進員 ・保健師	5年間
みんなが考えるまちづくり (福祉日本一のまちづくり 私のまちづくり みんなの声(思い)を制度化へ)	(課題)行政まかせのまちづくりから市民が主体となつての街づくり 【市民の想いを反映するシステムづくり】 ・休日対応できる(緊急・介護・相談) ・休日の相談窓口(介護・育児・障がいなど) ・独居高齢者等の個人情報取り扱いに関する制度整備化 ・目安箱(意見箱)→意見の公表(広報紙等) ・要援護者の方が信頼できる方ができるような環境をつくる ・独居老人の見守り隊の創設(近隣の方2名を市が委嘱する)日立市の現行参考 ・有償サービスを提供するための基盤をつくる ・出前講座の利用	・行政が行う(管理も含む) ・市役所 ・市議会議員 ・行政相談員 ・弁護士(茨城県県西支部) ※法的判断のため ・筑西市	3年+2年 (意見を出しやすい環境+取りまとめられるようにすまで)

下館地区B

第1回・第2回結果(課題のうちななめ文字は第1回結果)

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
地域福祉の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方への理解が高まるとよいと思う。子どもの時から、福祉教育が必要だと考える ・共助の意識が低いのではないか 		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生に対する福祉教育の充実
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・アパートが多く、コミュニケーションが取れていない ・仕事人、高齢者のため、コミュニケーションが取りづらい ・子どもから大人(知らない)に声をかけないようにとの指導もある ・子どもがいなければ活性化は図れない ・独居老人のサポート。人との関わりが少ない、運動しない、会話しない等は認知症になりやすい ・地区または集落にあるコミュニティセンターを利用する。現在あまり利用されていない ・下館地区に以前の市民会館くらいの文化センターが欲しい ・最近、子どもがいない ・家族が少ないため受け込めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のコミュニティを活性化させ、集まりでコミュニティセンターを活用する 	
自治会等の地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブに入っていない ・民生委員に対する表札を門柱に掲げる 		<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員用の表札をつくる(大きなもの)
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の不足 ・ボランティア的に常日頃から活動している方を探す ・独居世帯や老々世帯の支援として、ゴミ出しや電球交換をしていただけるようなボランティアさんがいるとよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守る ・近所でコミュニケーションを図る 	
地域の団体同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公園についての造成は区画整理等につなげる方法をとる 		<ul style="list-style-type: none"> ・公園の再出発 ・空き家の活用 ・都市計画
福祉サービスの量・質	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な福祉サービスのPRが足りないと思う ・乳幼児に対する福祉 ・アパートから出られない親子支援 ・子ども(小学生)との交流は朝夕の帰宅時の交通整理員のあいさつ時に交流をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で母親同士が集まれるようなコミュニティをつくる ・班ごとについて別々な場所で討議する

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員を知らせる通知が必要 ・民生委員がわからない 		
地域のリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・中心的に活動してくれる人がいない ・自治会長さんにリーダーになっていただく。地区または集落でワークショップをやっていただく 		
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・協力者がいない ・近くの住民の情報がなく、災害時確認が取れない ・災害時要援護者がどこにいるのかわからない。情報の共有ができれば声かけもしやすくなる ・市街地以外の地区では、人家も少なく、夕方や夜間の防災対策が必要などところがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る家の見直し（高齢化）
外出	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区に福祉車両を1台設置 ・車イス等備品が無料で使用できるが、市民が知らない。PRが必要 ・近くに店舗等がなし。買い物をするのに不便である。高齢者は買い物に行けない 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスのようなものが必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化 ・社協のような施設がもっとあればよい ・河間に公園がない ・信号がない 		

第3回結果

タイトル	内容	団体や機関	期間
要援助者の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ■名簿の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・問題点：個人情報 ・了解を得る（世帯・個人） ・あまり公にしない ■巡回者の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・平時は民生委員さんが巡回している ・非常時は自治員さんの協力を得る ■防災組織をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員さんの名簿を利用（民生委員・高齢福祉課） ・社会福祉課 ・民生委員（常時） ・自治員（非常時） ・民生委員増員 ・民生委員の補助者が必要 	2年
地域による高齢者への見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・独居世帯 ・高齢者世帯 ・ゴミ出し ・電球交換等 ・ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体 ・取りまとめ社協 ・民生委員 	3年

関城地区

第1回・第2回結果(課題のうちななめ文字は第1回結果)

項目	課題	解決のアイデア		
		アイデア(共助)	アイデア(公助)	
地域福祉の意識	<ul style="list-style-type: none"> 意識の向上と理解 幼年期から福祉への関心を持たせる教育 地域福祉への意識の未成熟 地域で子どもを育てる意識が薄れている 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 成果(概要版)の全戸配布(地域福祉計画) PRの強化 	
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが安全に遊べる場所 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な遊び場の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の運動場の北側を地域の遊び場に開放してもらえないか 安全な遊び場(校庭等)の確保(開放) 	
自治会等の地域活動	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の未加入、脱退者がいる 子ども会活動 高齢者クラブ活動の減退 リサイクルゴミの収集改善 	<ul style="list-style-type: none"> クラブへの加入促進 自治会への加入促進 リサイクル収集の方法(毎日搬入できる、分別は自己責任で) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金申請の改善 	
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> 個々の団体は十分に機能している。課題なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地域(地区)の連絡協議会の実施 		
地域の団体同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> 連携不足 市では会議が開催されるが、地区単位ではない 			
福祉サービスの量・質	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども食堂」立ち上げ→対象者の把握はどうするか、子どもの送迎はどうするか 			
相談・情報	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有を進める 災害時要援護者の情報を災害時地域リーダー(民生委員、自治会長、消防警察等)全体での共有をすすめる 	
安全・安心なまちづくり	防犯	<ul style="list-style-type: none"> 児童の登下校時の見守り 警報機も遮断機もない危険な踏切道が多い (一人暮らし高齢者)見守りネットワークを立ち上げたが実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の登下校時の地域住民による自発的な見守り 	<ul style="list-style-type: none"> 踏切道を点検し、危険な踏切道に安全対策を講じる
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の情報を災害時地域リーダー(民生委員、自治会長、消防警察等)全体での共有をすすめる
その他	<ul style="list-style-type: none"> お互い様 			

第3回結果

タイトル	内容	団体や機関	期間
地域の連携 「地域福祉の意識、自治会等の地域活動、ボランティア活動や地域の団体同士の連携」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（地区）の連絡協議会の実施 ・協議会設立準備会の実施 ・関係団体の抽出 ・クラブへの加入促進 ・自治会への加入促進 ・リサイクル収集の方法（毎日搬入できる分別は自己責任で） ・関係者の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体 ・社協 ・民生委員 	継続
安全・安心なまちづくり 「安全・安心なまちづくり 防犯、地域の交流」	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有について障害が多い ・民生委員・自治会自主防災組織等の間での情報共有をすすめる ・個人情報保護のため、共有進まない →災害時は開示できる ・児童の登下校時の地域住民による自発的な見守り ・要援助者の情報の共有 ・安心な遊び場の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・民生委員 ・消防 ・社協 	継続

明野地区

第1回・第2回結果(課題のうちななめ文字は第1回結果)

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
地域福祉の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・通学途中ではあいさつしない子ども達が多い ・あいさつは、大人が意識してしない人がいる ・車の交差で譲り合いをしてもお礼のあいさつがない ・父兄によるあいさつ運動への参加 ・プライバシーの問題もあるが一人暮らしの高齢者や老夫婦の状況など、知人等と連携をよくしていく(状況明確に把握) ・親と同居している若い世代の人たちの介護等の支援がほしい(会社等の上司の理解を含めて)。相続とか税金とか、これは国としての問題ですが ・このような会議に現役世代が出てこられるとよいと思います 		
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・近所つきあいが希薄になっている ・自治会、町内会で子どもが少なく、高齢化が進み、地域の交流の行事がないので活性化されていない 		

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
自治会等の地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動の推進：団塊の世代に呼びかけ、地域の高齢者、一人暮らし、障がい者を助ける組織をつくとよい ・地区内の道路脇等の清掃（交通障害の防止） ・防犯灯の整備の必要箇所洗い出し ・交通手段のない老人の買い物などのフォローは？公的にフォローできないか ・不法投棄が多い ・不法投棄が多い（おむつ、缶、瓶、生ごみ等）。道路の両側が雑草で覆われているから 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の道路脇等の清掃（交通障害の防止）自治会長がリーダーシップを発揮して、自治会に呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護者への市からの補助金を介護レベル5以下の人にも支援してほしい。（離職をして介護している人に対する援助）
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、一人暮らしの方、友愛訪問している。月1回の子育て支援、親子で昼食。 		
地域の団体同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり者などの状況を連絡し把握 ・地域に子どもたちが安心安全に遊べる場所がない。小規模でよいから、遊園地がほしい。 ・健康体操、高齢者クラブ、自治会等に参加する人が決まってくる。誘ってもしない人は出てこない。 ・生きがいのあるまちづくり：生きがいサロン、はつらつ教室を高齢者の一部の方は利用されているがもっと多くの方が利用されるようPRが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模でよいから、地域に遊園地をつくってほしい
福祉サービスの量・質	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てできるまちづくり：子育てアドバイザー事業として何をどのようにされているのかわからない ・一人暮らしの方が多割には、給食宅配を受ける方が少ない（現状 38名） ・生涯サロンを利用したいけれど、送迎が無いのでいけない。自転車で行くにも途中何事もなければよいのですが… 		
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口が不明である ・生活苦、家庭内のもめごと等の情報把握が難しい ・家庭に入りにくい ・他人に話したくない ・自治会等でも、個人の話はしにくい ・民生委員も時間余裕はない 		

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度」があることはわかっているが、この制度が周知されておらず、制度の普及がなされていない ・民生委員、自治会長等も老々リーダーになってきている 		
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の設置数の不足 ・防犯パトロールの巡回日程、情報が知りたい。緊急連絡先など明確に知りたい ・住民を守る防犯対策はどこまで進んでいますか。防犯カメラの設置は？ 		<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラを通学路に設置してほしい
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会での自主防災組織の未組織が多いので、各自治会で必要性を徹底されたい ・小中学生へ防災ブザーの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、各班ごとで高齢者一人暮らしを把握して災害時には救助体制ができる取り組みをする 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の道路が狭く、救急時に消防車、救急車が入れず、困っている ・若い方が就職の関係で離れていき、高齢化が進む。定住ができるように ・結婚増の推進（市をあげて推進、PR） 		<ul style="list-style-type: none"> ・若者が結婚できるように市としても強力的に施策を考えてほしい（婚活のケーブルテレビを利用してはどうか）

第3回結果

タイトル	内容	団体や機関	期間
地域の美化活動（地域環境の整備・改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長がリーダーシップを発揮し、各地区内を整理整頓 ・歩道の確保 ・各自の整備に追加し、共有部分の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会 ・市の指導に各地区が実施 	1年
高齢者への買い物支援（生活支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの希望を聞き、買い物代行をする ・自治会ごとに本人の要望を聞き、食物等の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会で対応者を決定する 	1週間毎の活動とする
防犯灯で安全に（環境改善と交通の安定）	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区内の防犯灯を調査し、市への施策を要望 ・設備場所の精査 ・台数の増基の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会から行政へ要望 ・既存の1回/年の改善を要求する。（配当/一基、1地区） 	必要に応じて要望する

協和地区

第1回・第2回結果(課題のうちななめ文字は第1回結果)

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
地域福祉の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の普及の前に福祉教育が必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・市の指導
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・若いお母さんたちのママさんバレーやビーチバレーなどがなくなってきている ・合併前に行っていた町民レクリエーションなどが廃止になり、交流の場がなくなった(10代~70代の行事でした) ・敬老の集い:高齢者とボランティアや年齢の異なった人が集い、レクリエーションを楽しみながら、赤飯や豚汁食べて楽しく一日を過ごす ・児童・保護者を対象にイベントを実施しても参加する人が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会へ協力を要請したが、得られず ・地域交流の場を! 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の方で連絡する方法 ・助成金を!
自治会等の地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省や市などが開催しているクリーン作戦に参加者が少ない ・自治会を離脱する高齢者世帯が多くなってきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと自治会でPR ・高齢者世帯等については当番(役員)を免除する仕組みをつくる 	
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設訪問でデイサービスに来る高齢者と話しながら、楽しく過ごす ・支援学校生徒と交流を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動として継続していく 	
地域の団体同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体間の連携強化 ・民生委員活動の中でこういうことをやってみたい、ああいうことをしてあげたいと思って提案したら、どれもやっていると言われた 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体同士の連携を取る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア同士の会合ができる場所がほしい ・地域団体の活動内容の公表
福祉サービスの量・質	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの支援 ・いきいきサロン、各集落の公民館で健康体操をしたりゲームで楽しんだりし、手づくりのお弁当を食べて、1日楽しく過ごしてもらう ・高齢者への配食サービスについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材の地元の人に活動してほしい(例:公民館時間外の留守番) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落公民館の拡大(例:いきいきサロン等) ・災害時の支援、要援護者の名簿が市当局にあるので、広報紙やピープルなどに公募してもだめだと思う。該当すると思われる方に直接出した方が!

項目	課題	解決のアイデア	
		アイデア(共助)	アイデア(公助)
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度情報提供 ・福祉サービスのメニューが市民に届いていない ・子育て支援センターについて 		<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦さんや出産された方に広報紙など公募するのではなく、市の方から直接「お知らせ」をする ・成年後見制度についての広報を ・福祉サービスの広報の方法を考える
地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉リーダーの養成 ・福祉人材の育成 ・地域リーダーのサポート欠如 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダー養成講習会の開催

第3回結果

タイトル	内容	団体や機関	期間
地域団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の孤立化を防ぐには？ →会合する場所 ・活動員・参加者の協力が欠ける ・交通手段の必要（高齢者が参加するために） ・活動内容の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の表面化 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的 ・団体の集約（長期的に）

筑西市第3次地域福祉計画

発行：平成29年3月

編集：筑西市 保健福祉部 社会福祉課

〒308-8616

茨城県筑西市丙 360 番地

TEL：0296-24-2111（代表）

